

2. 安心して子育てができる環境整備に関する既存 施策や指摘事項及び今後の課題の整理

2. 安心して子育てができる環境整備に関する既存施策や指摘事項及び今後の課題の整理

2.1. 子育てに関連する既存施策等の整理

2.1.1. これまでの少子化対策の流れ

(1) 少子化関連施策及びバリアフリー化施策

国における少子化対策に関連した各種施策、および、子育てに関連するバリアフリー化施策の経緯を時系列に示す。

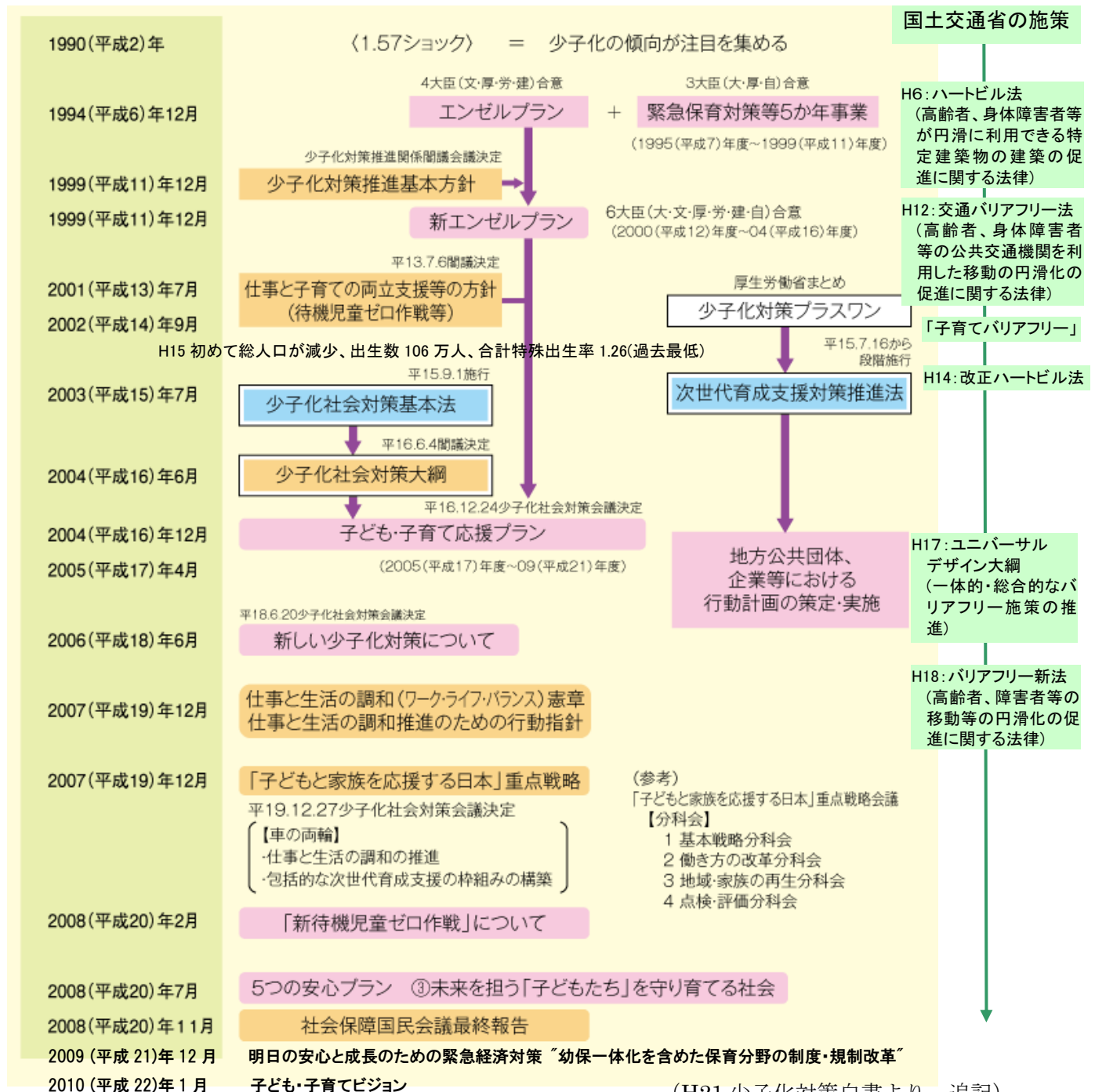


図 2-1 少子化対策の経緯

(2) 少子化対策関連施策

1) 1.57 ショック(H2)

- ・ 1990 年に、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が 1.57 となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった 1966（昭和 41）年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明。1.57 ショックを契機に、厚生省（現、厚生労働省）が中心となって、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりにむけての対策の検討が行われ始めた。

2) 「エンゼルプラン」今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (H6.12 文部、厚生、労働、建設 4 大臣合意)

- ・ 文部、厚生、労働、建設の 4 大臣合意。子育てを夫婦や家庭だけの問題にとらえるのではなく、国や地方公共団体をはじめ、企業・職場や地域社会も含めた社会全体で子育てを支援していくことをねらいとし、政府部内において、今後 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画。

1. 子どもを持ちたい人が、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整備
2. 家庭における子育てを支えるため、国、地方公共団体、地域、企業、学校、社会教育施設、児童福祉施設、医療機関などあらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムの構築
3. 子育て支援施策は、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮 の 3 点を基本的視点とし、
(1)子育てと仕事の両立支援の推進、(2)家庭における子育て支援、(3)子育てのための住宅及び生活環境の整備、(4)ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、(5)子育てコストの軽減、の 5 つの基本的方向の下に、教育、雇用、住宅、福祉の面で総合的に推進していく上で、
[1]仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、[2]多様な保育サービスの充実、[3]安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実、[4]住宅及び生活環境の整備、[5]ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実、[6]子育てに伴う経済的負担の軽減、[7]子育て支援のための基盤整備という7つの重点施策が列举された。

重点施策として、建設省関連の〔4〕住宅及び生活環境の整備では、

- 1) 良質なファミリー向けの住宅の供給：公的賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資等による良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給及び良質な持家の取得に向けた積極的な誘導など、より質の高い住宅ストックの形成を促進する。また、公共賃貸住宅における世帯人員等に応じた住替えの促進を図る。
- 2) 子育てと仕事の両立、家族のだんらんのためのゆとりある住生活の実現：職住近接を目指した都心居住の推進、住む・働くなどの多機能を有するニュータウンの建設促進、新たな住宅団地の開発や既成市街地の再開発に当たっては、保育所等の計画的立地を推進する。
- 3) 子どもの遊び場、安全な生活環境等の整備：公園、水辺空間などの身近な遊びの場、家族が自然の中ですごせるキャンプ場、市民農園、自転車道等の整備を推進する。
また、ベビーカー、自転車等の安全を確保するための幅の広い歩道、コミュニティ道路、通学路等安全な生活環境の整備を推進する。

が挙げられている。（運輸大臣は入らず）

3) 少子化対策推進基本方針(H11.12.17 少子化対策推進関係閣僚会議)

- ・ 少子化対策の趣旨は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものであるとした。

基本的な施策として、1.固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、2.仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、3.安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、4.利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備、5.子どもが夢を持つてのびのびと生活できる教育の推進、6.子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備の6項目が上げられた。

※ 6.子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備 については、

1)良質な住宅の整備－子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備 など、2)子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備－安全な生活環境や遊び場等の整備、子育てをしながら生涯学習、スポーツ、文化活動等に親しめる環境の整備、妊婦、子ども連れにとって利用しやすい公共交通機関の整備、安全な道路交通環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、3)農山漁村における生活環境の整備－良好な自然環境づくりや農山漁村の生活環境の整備の推進 などが建設省、運輸省に関連した具体的施策としてあげられている。

4) 少子化対策推進関係閣僚会議(H11.5.21)

内閣総理大臣、法務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、国家公安委員会委員長、総務庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官及び内閣官房長官

5) 「新エンゼルプラン」重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について

(H11.12.19 大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣合意)

- ・ 大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意。H12年度を初年度としてH16年度までの5カ年計画。1.保育サービス等子育て支援サービスの充実、2.仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、3.働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、4.母子保健医療体制の整備、5.地域で子どもを育てる教育環境の整備、6.子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、7.教育に伴う経済的負担の軽減、8.住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援、の8つの分野毎に具体的施策と目標値を列挙。

※ 8.住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援 については、

(1)ゆとりある住生活の実現、(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備、(3) 安全な生活環境や遊び場の確保 などが建設省に関連した具体的施策としてあげられている。

これを受け、広くゆとりある住宅の取得のための住宅金融公庫融資による支援や特定優良

賃貸住宅や公団賃貸住宅の供給による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給の促進、公営住宅等における多子世帯等に対する優先入居の推進、住宅市街地整備総合支援事業等の推進による職住近接で子育てのしやすい都心居住の推進、共賃貸住宅や市街地再開発事業等における住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的整備などが具体的施策としてあげられている。

6) 「少子化対策プラスワン」(H14.9.20)、厚生労働省

次世代育成支援に関する当面の取組方針(H15.3.14)少子化対策推進関係閣僚会議

- ・ 子育てと仕事の両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭の視点からみた場合には、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要であるという基本的考え方に立っている。そして、「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」、という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとされた。

※ 主な施策の中に、「子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）」の概念が明示され、ハートビル法、交通バリアフリー法に基づき、官庁施設をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、公園、デパート、劇場、道路交通環境などの妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるようなバリアフリー化の推進が謳われた。具体的施策として、公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進、「子育てバリアフリー」マップの作成、配布が挙げられた。

また、共働き夫婦等の買物代行、家事手伝い、子どもの幼稚園等への送迎等、生活支援輸送サービスの普及推進、子育てを支援するゆとりのある住宅確保の支援、公共賃貸住宅による多子世帯の支援、保育所等を併設した住宅等の供給促進、職住近接の実現による共働き世帯の支援、等が継続して盛り込まれた。

（「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」に、テレワークの推進も盛り込まれた。）

7) 次世代育成支援対策推進法(H15.7、施行 H17.4)（H17 年度から 10 年間の時限立法）

- ・ 次世代育成支援対策の基本理念と国による行動計画策定指針、地方自治体及び企業における行動計画策定等 10 年間の集中的・計画的な対策への取り組み促進。
- ・ 認定マーク「くるみん」；企業が行動計画に定めた目標を達成など、一定の基準を満たした場合の認定。

8) 少子化社会対策基本法(H15.7.30、施行 H15.9.1)議員立法

- ・ この法律に基づき、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の策定を政府に義務づけ。

9) 少子化社会対策大綱(H16.6.4 閣議決定)

- ・ 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条の規定に基づく「大綱」として定めるもの。「3 つの視点」、「4 つの重点課題」、「重点課題に取り組むための 28 の具体的な行動」を掲げ、内閣をあげて取り組むこととしている。
- ・ 「3 つの視点」(1)自立への希望と力、(2)不安と障壁の除去、を掲げ、内閣をあげて取り組むこととしている(3)子育ての新たな支え合いと連帯―家族のきずなと地域のきずな―
- ・ 「4 つの重点課題」(1)若者の自立とたくましい子どもの育ち、(2)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、(3)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解(4)子育ての新たな支え合いと連帯

※「28 の行動」のうち、国土交通省に関連するものとして、(子育てのための安心、安全な環境)
(26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る (27) 子育てバリアフリーなどを推進する が挙げられている。

10) 「子ども・子育て応援プラン」少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画 (H16.12.24 少子化社会対策会議決定)

- ・ 少子化社会対策大綱の掲げる 4 つの重点課題に沿って、2005 年度から 2009（平成 21）年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約 130 に及ぶ総合的な計画。国民の目線も取り入れ、おおむね 10 年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。初めて地方公共団体の計画とリンクさせた形でプランが策定され、目標値については、策定当時、全国の市町村が策定作業中の次世代育成支援に関する行動計画における子育て支援サービスの集計値を基礎において設定され、全国の市町村計画とリンクしたものにより、子ども・子育て応援プランの推進が、全国の市町村行動計画の推進を支援することにもなる。

※表 2-1 国土交通省関連施策（所管省庁名の記載がないものは国土交通省単独）

体験活動を通じた豊かな人間性の育成	都市公園の整備 河川空間を活用した体験活動の推進 自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり(農林水産省・国土交通省)
仕事と生活の調和のとれた働き方の実現	テレワークの普及促進(総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
子育てに適した住宅の確保等の支援	子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援 シックハウス対策の推進(文部科学省・国土交通省)
子育てバリアフリーなどの推進	建築物のバリアフリー化の促進 公共交通機関のバリアフリー化の推進 歩行空間のバリアフリー化の推進(国土交通省・警察庁) あんしん歩行エリアの整備(国土交通省・警察庁) 安全・快適な道路交通環境の整備 都市公園のバリアフリー化等の推進 河川空間のバリアフリー化の推進 海岸保全施設のバリアフリー化の推進(農林水産省・国土交通省) 建築物における事故防止対策の推進 劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進 子育てバリアフリーの意識啓発等の推進(厚生労働省・国土交通省) 輸送分野における子育て支援活動の推進
子どもの安全の確保	「安全・安心まちづくり」の推進(国土交通省・警察庁)

11) 新しい少子化対策について(H18.6.20 少子化社会対策会議決定)

- ・ 予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、1)社会全体の意識改革と、2)子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げている。

※国土交通省関連施策として、子どもの事故防止策の推進、スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策、家族用住宅、三世代同居・近居の支援、マタニティマークの広報・普及 など。

12) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ(H19.12.27)

- ・ 住宅、バリアフリー関係は最終報告には項目として挙げられていないが、具体的な重点戦略策定に向けた議論の過程においては職住近接などの住環境の問題、子育て家庭が移動しやすい交通の問題等についても課題として指摘された。

13) 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～(H20.7.29 閣議決定)

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

- ・ 保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備；認定子ども園の改革(こども交付金による財政支援)、「新待機児童ゼロ作戦」、保育ママ・一時預かり事業の拡充
- ・ ワークライフバランスの推進、「カエル・ジャパンキャンペーン」

14) 社会保障国民会議最終報告 (H20.11.4)

- ・ 中間報告においては、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」と位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実のかい離」の解消を目指し、1)仕事と生活の調和、2)子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効率的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。
- ・ このような中間報告の整理を受けて、最終報告では子育て支援の社会的基盤の充実に関する新たな制度体系構築に向けた次の3つの視点を提示

- (1) 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保のために、「保育に欠ける」という要件の見直し、良質で柔軟なサービス提供を行なう仕組、多様な提供主体の参入、一定の質が保たれるための公的責任の在り方。
- (2) すべての子育て家庭に対する支援の拡充、妊娠・出産期の支援の拡充、特別な支援を必要とする子どもに対する配慮、多様な主体の参画・協働。
- (3) 少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行なうことが必要。少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

15) 明日の安心と成長のための緊急経済対策(H21.12.8 閣議決定)

- ・ 「雇用」の「緊急対策」として、「保育サービスの拡充等女性の就労支援」がうたわれ、女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援のため次の取組が挙げられた。

○待機児童解消への取組（地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。）

○母子家庭等の在宅就業支援（仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。）

○「育児・介護休業トラブル防止指導員（仮称）」の設置（「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。）

- ・ 「国民潜在力」の発揮のための「制度・規制改革プロジェクト」として、「幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革」がうたわれ、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進め、H22 年前半を目途に基本的な方向を固め、H23 年通常国会までに所要の法案を提出する予定となっている。検討項目として具体的にあげられているのは次の 3 点。

○利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

○イコールフットINGによる株式会社・NPO の参入促進

○幼保一体化の推進

16) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29 閣議決定)

- ・ 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条の規定に基づく「大綱」として定めるもの。
- ・ “子どもが主人公（チルドレンファースト）”の考えに立ち、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保証される社会をつくるため、“「少子化対策」から、「子ども・子育て支援」に転換し、“生活と仕事と子育ての調和”により、家族や親が子育てを担い、個人に過重な負担がかかっていたところを、社会全体で子育てを支え、個人の希望が実現する社会への変化を図るもの。
- ・ 基本的な考え方：“1. 社会全体で子育てを支える”、“2. 「希望」がかなえられる”、
- ・ 3 つの大切な姿勢“生命（命）と育ちを大切にする”、“困っている声に応じる”、“生活（くらし）を支える”、を踏まえ、次の「目指すべき社会への政策 4 本柱」と「12 の主要施策」に従って取り組みを進める。

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
- (4) 安心して妊娠・出産できるように
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- (11) 働き方の見直しを
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

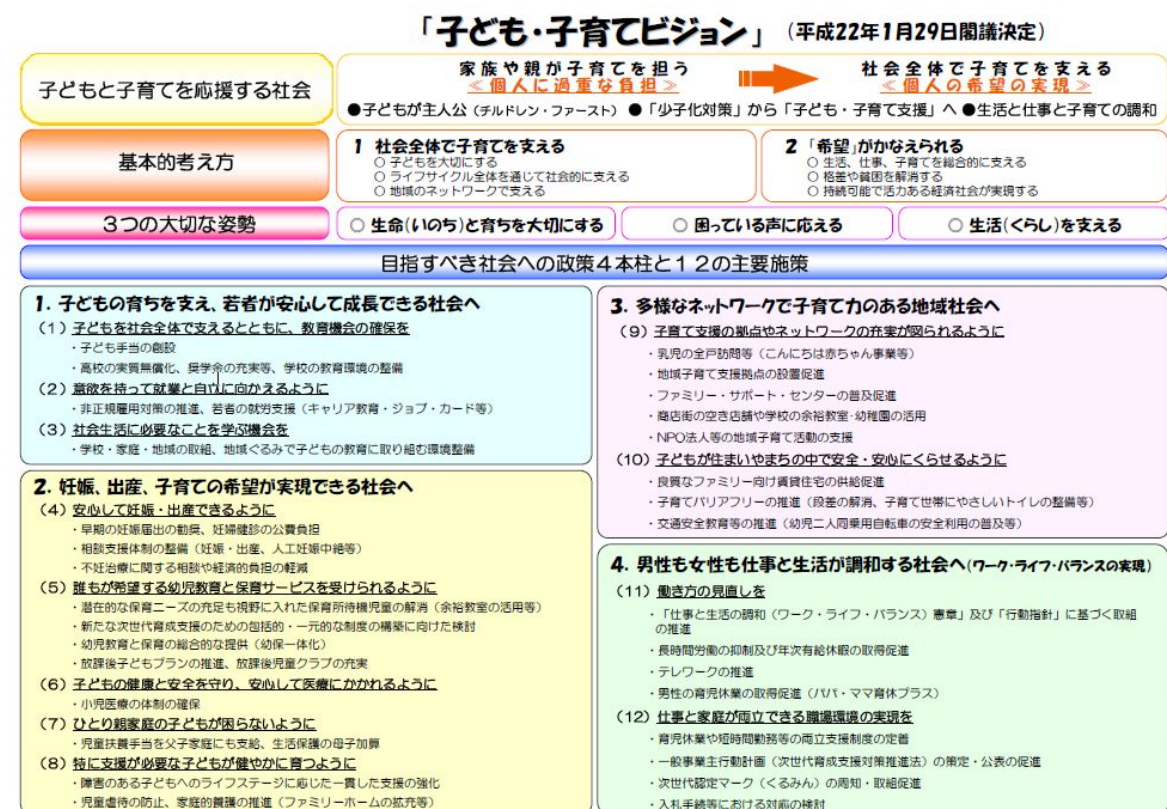


図 2-2 子ども・子育てビジョンのスキーム

2.1.2. 少子化対策の重点項目等と国土交通省の子育て等関連施策

少子化対策対応および少子化社会白書における各種対策項目の抜粋と、対応する国土交通省の子育て等関連施策の関係を下表に示す。

表 2-2 少子化社会対策大綱・少子化社会白書における対策

No.	まず着手する当面の具体的行動	項目		法令・事業・制度等	内容
1	若者の就労支援に取り組む				
2	奨学金の充実を図る				
3	体験を通じ豊かな人間性を育成する	国土計画局、都市・地域整備局、河川局、港湾局 等			都市公園等の整備、河川・水辺・海辺等環境整備と自然体験、都市・農漁村及び世代間の交流推進
3	5 子どもの遊び場の確保	都市・地域整備局	都市公園	住環境整備(都市公園)	都市公園におけるユニバーサルデザインを取り入れた取り組みーみんなのための公園づくりーユニバーサルデザイン手法による設計指針 ※民有・公有未利用地の遊び場への活用(箕面市、練馬市)
4	子どもの学びを支援する				
5	企業等におけるもう一段の取組を推進する				所管企業への働きかけ
6	育児休業制度等についての取組を推進する				
7	男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する				
8	労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る				
8	4 テレワークの推進	都市・地域整備局	まちづくり	テレワーク	育児を担う者の(在宅)就業促進のシステム構築
9	妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める				
10	再就職等を促進する				
11	乳幼児とふれあう機会の充実を図る				
12	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める				
13	安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める				
14	就学前の児童の教育・保育を充実する				
15	放課後対策を充実する				
16	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る	住宅局関係団体	補助等事業(都市機構)	住宅支援(優遇措置)	子育て支援事業者への入居優遇制度(保育園、幼稚園、ほか子育て支援施設)
		都市・地域整備局	まちづくり	都市再生関連施策	まちづくり交付金:公営住宅整備(公営住宅、地域優良賃貸住宅)、高次都市施設(子育て世代活動支援センター:巣づくり支援)、地域創造支援事業(防犯灯)
17	家庭教育の支援に取り組む				
18	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する	国土計画局	広域地方計画 等	広域地方計画 等	地域子育て支援拠点の整備・機能充実や、地域における子育て支援の担い手育成、NPO等の活用促進
19	児童虐待防止対策を推進する				
20	特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する				
21	行政サービスの一元化を推進する				
22	小児医療体制を充実する				
23	子どもの健康を支援する				
24	妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する				
25	不妊治療への支援等に取り組む				
26	良質な住宅・居住環境の確保を図る	都市・地域整備局	まちづくり	都市再生関連施策	まちづくり交付金:公営住宅整備(公営住宅、地域優良賃貸住宅)、高次都市施設(子育て世代活動支援センター:巣づくり支援)
26	1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援	住宅局	住宅支援	住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者への賃貸住宅入居支援施策
			住宅支援	住生活安定向上施策推進会議関係省庁	ほか、配下区府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省、土地・水資源局、都市・地域整備局
		住宅局	補助制度	地域住宅交付金	(住生活安定向上施策連携マニュアル・事例)
			補助制度	特定優良賃貸住宅等供給促進事業制度、準特定優良賃貸住宅	民間資本による住宅建設への補助等
		住宅局関係団体	補助等事業(住宅金融支援機構)	住宅支援(融資制度)	子育て世帯向け賃貸住宅事業者への融資(子育てファミリー向け賃貸住宅融資)
			補助等事業(都市機構)	住環境整備(施設整備)	総合的団地環境整備事業による遊具の設置等
26	2 公共賃貸住宅における子育て世帯の支援	住宅局関係団体	補助等事業(都市機構)	住宅支援(優遇措置)	子育て世帯・妊娠中世帯等への、当選率、支援者近居の優遇、家賃改定の優遇。
			補助等事業(高齢者財団)	住宅支援(優遇措置)	あんしん賃貸ネット:あんしん賃貸住宅の斡旋(子育て世帯受け入れ住宅)
27	子育てバリアフリーなどを推進する	自動車交通局	スペシャルトランスポートサービス(タウンモビリティ)	タクシー	公共交通利用困難者、移動制約者としての子連れ者への支援 ※事例(子育てタクシー)
		観光庁	観光	誰もが快適に観光できるユニバーサルツーリズム(バリアフリー)の観光づくり	「乳幼児連れ家族旅行」促進事業(調査のみ)
27	1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進	総合政策局	バリアフリー	バリアフリー新法	移動円滑化基準(バリアフリー)
			バリアフリー	(推進事業)	バリアフリー化推進功労者大臣表彰(交通バリアフリー大賞)
			バリアフリー	(推進事業)	子育てバリアフリーマップ(厚生労働省)
		住宅局	住環境整備等補助制度(面整備)	人にやさしいまちづくり事業	市街地における高齢者・障害者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者・障害者の利用に配慮した建築物の整備等への補助
			住環境整備等補助制度(面整備)	住宅地区改良事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業、住宅市街地整備総合支援事業 等	市街地整備における都市施設・公共施設等(都市公園、児童公園、子育て支援施設等)の整備等への補助
27	2 建築物におけるバリアフリー化の推進	住宅局	バリアフリー新法	(自治体条例による施設整備の義務づけ等)	バリアフリー条例・福祉のまちづくり条例等で自治体毎に設置義務・基準を規定。(授乳コーナー、ベビーベッド、子どもトイレ等)
			建築基準(バリアフリー新法)	建築物におけるバリアフリー	支援制度(税制特例、融資、補助)
			建築基準(バリアフリー新法)	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	建築・設備基準(乳幼児等設備ーおむつ換えベッド、子供用便器、子どもキーパー、授乳室) ※飲食店における子連れ専用コーナー、設備(家具等)
27	3 公共交通機関のバリアフリー化の推進	鉄道局・港湾局・海事局・航空局、自動車交通局等	バリアフリー新法	バリアフリー新法	旅客施設におけるバリアフリー 鉄道・駅、旅客船・ターミナル、旅客機・空港、(乗り合いバス・タクシー・バスターミナル)
27	4 都市公園、自然公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進	都市・地域整備局	都市公園	住環境整備(都市公園)	都市公園におけるユニバーサルデザインを取り入れた取り組みーみんなのための公園づくりーユニバーサルデザイン手法による設計指針
			都市公園	都市公園移動等円滑化基準	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
27	6 子育てを支援する道路交通環境の整備	道路局	道路行政(歩行者等)	歩行者/自転車のための道路行政	バリアフリー歩行空間ネットワーク
		道路局	道路行政(歩行者等)	歩道ー一般的構造に関する基準	「特定経路」ほかー一般の道路も含む、バリアフリーの観点を踏まえた道路整備
27	7 子どもの事故防止対策の推進	住宅局	建築基準(安全性)	建築物等の安全性確保	教育施設、子育て支援施設、遊び場等の建築・工作物の建築確認
		自動車交通局	自動車、安心安全	チャイルドシート	チャイルドシート安全基準(型式認定) チャイルドシートコーナー(啓発)
27	9 「安全・安心まちづくり」の推進	都市・地域整備局	都市公園	住環境整備(都市公園)	都市公園における遊具の管理 都市公園における遊具の安全確保に関する指針
		都市・地域整備局	都市公園	住環境整備(都市公園)	プールの安全標準指針(＋文科省)
		都市・地域整備局	安全・安心まちづくり	防犯まちづくり 防災まちづくり	防犯まちづくり(安心して子育てができるまち)、まちづくり交付金:地域創造支援事業(防犯灯・カメラの設置、防犯活動支援) 安全で安心なまちづくり(パンフレット)
		都市・地域整備局	安全・安心まちづくり	災害対策	防災まちづくり(妊産婦・乳幼児等、災害時要援護者に配慮した避難行動計画や避難所生活におけるアメニティ等への配慮) ※事例(厚木市:民間宿泊施設との妊産婦・幼児向け福祉避難所協定)
		河川局・港湾局・都市・地域整備局等	安心安全)	災害対策	災害対策(妊産婦・乳幼児等要援護者、災害弱者への避難対策)
		自動車交通局	犯罪から子供を守るための対策	登下校時の安全確保	路線バスを活用した通学時の安全確保
28	児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める				

2.1.3. 既存施策の流れを受けた「子育てバリアフリー」の方向性

(1) 既存施策に位置づけられた「子育てバリアフリー」の推進

公共性の高い建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化を推進する「子育てバリアフリー」を実現することは、安心して子育てができる環境整備として重要である。

- 2.1.1. 項に示したように、子育て関連の既存施策として、1980 年の 1.57 ショックに端を発する厚生労働省を中心とする少子化対策が毎年のように打ち出され、平成 15 年には「少子化社会対策基本法」が制定されている。最新の施策は、平成 22 年 1 月 29 日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」（平成 22～26 年度の 5 年間）である。
- これらの少子化対策の流れの中で、国土交通省の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以降「ハートビル法」と略す）や高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以降「交通バリアフリー法」と略す）を受け、平成 15 年の「少子化対策プラスワン」においてはじめて、「子育てを支援する生活環境の整備＝子育てバリアフリー」の概念が打ち出された。
- 最新計画である「子ども・子育てビジョン」においても、掲げられた 4 本柱の政策及び 12 の主要施策のうち、「(10)子どもが住まいやまちの中で安全に暮らせるように」において公共性の高い建物や公共交通機関等におけるバリアフリー化を推進する「子育てバリアフリーの推進」が位置づけられている。他にも居住の安定の確保や街なか居住等を推進する「子育てに適した住宅・居住環境の確保」、「子どもの安全・安心のためのまちづくり」などについて位置づけられている。
- 公共性の高い建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化を推進する「子育てバリアフリー」を実現することは、安心して子育てができる環境整備として最も重要である。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以降「バリアフリー新法」と略す）においては、妊産婦が対象に含まれたものの、乳幼児連れは対象とされておらず、これまでの検討されてきたバリアフリー整備は、高齢者や障害者へ対応するものが中心であった。

(2) 妊産婦や乳幼児連れの外出時の環境整備（子育てバリアフリー）

「子育てバリアフリー」を実現するにあたっては、子どもの身体状況に応じた乳幼児連れの外出ニーズを踏まえ、「外出先」及び「自宅から外出先に至る移動時」に関する外出環境の向上を図る必要がある。

- 特に未就学時の母親で「外出しやすいと思わない」割合が高いなど、乳幼児連れの外出にとって制約や不満があることが指摘されている。¹ つわりやお腹が大きいといった一定期間のみ移動制約者となる妊産婦においては、外出時の不満に対する個人差は大きいものの、ベンチやエレベーター設置等のこれまでのバリアフリー整備以外の特別なニーズは殆ど

¹ 「子どもの生活に関するアンケート調査」2007.3 第一生命経済研究所調査による。サンプル数は、小学 3 年生以下の子どもを持つ父親 609 名、母親 610 名

指摘されていない。

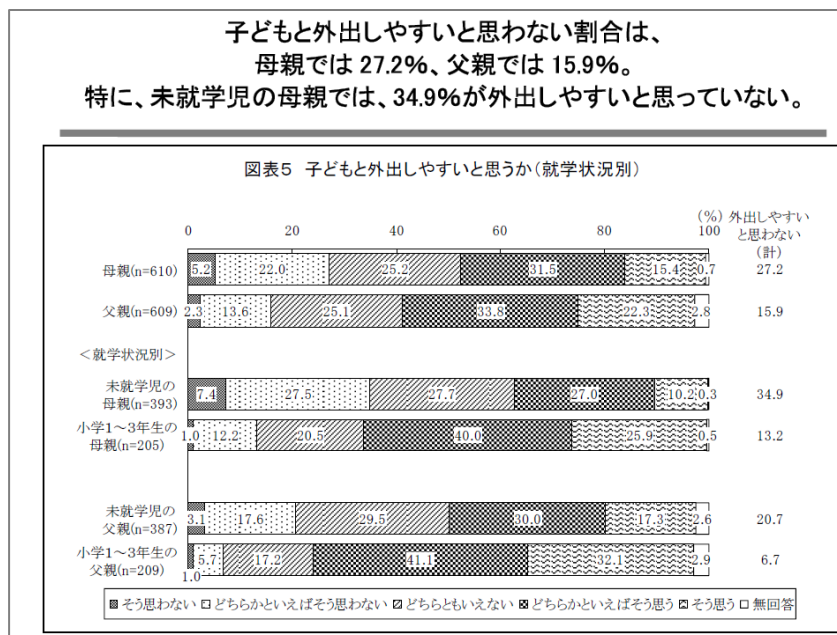


図 2-3 子どもと外出しやすいと思うか

- ・ 「住まい」を起点とした外出時の環境整備として、「外出先（＝施設利用時）」及び「自宅から外出先に至る移動手段（移動時）」に関して環境の向上を図る必要がある。
- ・ そのためには、短い期間に著しく変化する子どもの身体状況に応じた乳幼児連れの外出ニーズを整理し、特に公共性の高い空間において、外出時の環境として確保すべき機能を明らかにしていく必要がある。

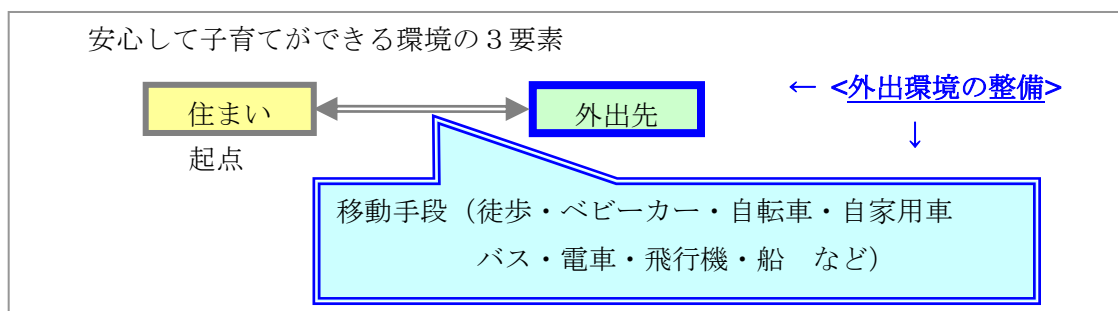


図 2-4 安心して子育てができる環境

2.1.4. 子育て支援に関する地方公共団体等の取組

子育て支援に資する施設整備に関する地方公共団体等の取組は、大きく以下に整理される。

- (1) 条例等による建築物の移動円滑化基準の強化によるもの
- (2) 子育て支援策として、保育所や認定こども園等の施設整備
- (3) 自治体独自の子育て支援施設整備に対する補助事業
- (4) 子育て支援マンション
- (5) その他の取組

(1) 条例等による建築物の移動円滑化基準の強化

1) 制度の背景

2006 年 12 月に建築物を対象とする「ハートビル法」と公共交通機関等を対象とした「交通バリアフリー法」が統合・拡充された「バリアフリー新法」が制定された。これに伴い、各地方公共団体において、旧ハートビル法から引き継がれた建築物のバリアフリー条例や既存の福祉のまちづくり条例の改正が進められている。

福祉のまちづくり条例は、全ての都道府県 47 団体に制定されており、市町村 39 団体が制定している。また、自治体がバリアフリー新法に基づく委任規定を設けている団体は 17 団体である。

表 2-3 条例制定の状況

	福祉のまちづくり条例	建築物バリアフリー条例
制定自治体数	86	17
都道府県	47	11
市区町村	39	6

出典：建築物バリアフリー条例（委任条例）の全国改正動向（第12回（2009年）日本福祉のまちづくり学会、明治大学理工学部山崎晋他論文）

委任規定

<バリアフリー新法 第 14 条第 3 項>

地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前 2 項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第 1 項の建築の規模を条例で同行の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

(2) 条例における子育て関係の規定

条例における子育て関係の基準は、トイレにおける乳児用いす（便房内のベビーチェア）やおむつ替え用の台・シートの設置に関するものと、授乳室の設置に関するものがある。

1) 東京都の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（委任条例）

東京都には、「福祉のまちづくり条例」と「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」とがある。

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」の第一条では、「バリアフリー新法第14条第3項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする」と規定され、以下が定められている。

○ ベビーチェアのトイレブース内設置（（便所）第7条第2項）

別表に示す特別特定建築物の規定された面積以上の場合、「ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及びその出入口には、その旨の表示を行うこと」とされている。

○ おむつ交換のできる設備の設置（（便所）第7条第2項）

別表に示す面積が1,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、「ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）」とされている。

○ 授乳室の設置（（移動円滑化経路等）第10条第1項ハ）

別表に示す面積が5,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、「授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く）」とされている。

表 2-4 東京都 別表第二

	特別特定建築物	面積	
		ベビーチェア	ベビーベッド
	幼稚園	200㎡以上	1,000㎡以上
授	病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る）		
授	集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る）又は公会堂		
授	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
授	博物館、美術館又は図書館	500㎡以上	
	診療所（患者の収容施設を有しないものに限る）		
授	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		
	飲食店		
	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店		
授	展示場	1,000㎡以上	
授	ホテル又は旅館		
	体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場		

※「授」で5000㎡以上の場合は授乳室を設置

2) 大阪府福祉のまちづくり条例（自主条例と委任条例が併存）

大阪府の福祉のまちづくり条例は、地方自治法に基づく自主条例部分とバリアフリー新法に基づく委任条例部分が併存する条例となっている。

○ 条例の構成

第1章	総則（第1条～第5条）
	目的・定義・責務
第2章	福祉のまちづくりに関する施策（第6条～第9条）
	施策の基本方針・啓発及び学習の促進等・推進体制の整備・財政上の措置
第3章	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項
	<u>バリアフリー新法による委任事項等</u> （第10条～第30条）
第4章	事前協議及び改善計画（第31条～第41条）
	事前協議等・改善計画等・調査、勧告及び公表等
第5章	雑則（第42条）
	規則への委任

第3章の「バリアフリー法による委任事項等」において、以下の子育て関連の設備について定められている。

○ ベビーチェア及びおむつ交換のできる設備の設置（（便所）第18条第2項）

以下に示す特別特定建築物で 1,000 m²以上の場合、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない（ただし他におむつ交換ができる場所がある場合には除く）」とされている。

表 2-5 大阪府 第18条第2項の特別特定建築物

特別特定建築物	面積
病院又は診療所	1,000m ² 以上
劇場、観覧上、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	
保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
博物館、美術館又は図書館	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
公衆便所	

3) 兵庫県の福祉のまちづくり条例（自主条例）

○ 条例の構成

前文
第1章 総則（第1条～第6条） 定義・責務等
第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条～第11条）
第3章 特定施設等の整備
第1節 特定施設の整備（第12条～第24条）
第1節の2 小規模購買施設等の整備（第24条の2～26条）
第2節 公共車両の整備
第3節 住宅の整備
第4章 雑則
附則

第3章 特定施設等の整備において、以下の子育て関連の設備について定められている。

○ 特定施設の整備基準

条例規則第6条の別表第3「公益的施設及び共同住宅等の施設に関する整備基準」において以下が規定されている。

○ 便所（寝室又は客室の内部に設置するものを除く）9 便所（7）おむつ交換台

- ① 公益的施設（老人福祉施設等、精神障害者社会復帰施設等、学校等、利用所等、遊技場、サービス業を営む店舗、自動車教習所、公衆便所及び炉外駐車場を除く。）である建築物（公益的施設（物品販売業を営む店舗、公共の交通機関の施設、ホテル及び旅館を除く。）である建築物で用途面積が 1,000 m²未満であるもの及び物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が 2,000 m²未満であるものを除く。）の便所及び公衆便所にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を乳幼児のおむつを交換できる台を備えたものとする
- ② ①の便所の出入り口には乳幼児のおむつを交換できる台を備えた便所であることを表示すること

○ 授乳室 20 授乳室

医療施設、図書館等、体育館等、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が 5,000 m²以上であるものにあつては次のいずれにも該当する授乳室を備えること

- ① 乳児に授乳を行うためのいす及びベビーベッドを設置するものであること。
- ② 授乳室には壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできないものであること。

(3) 保育所や認定こども園等の施設整備

こども関係の条例としては、「子ども条例」「子育て支援条例」などがあるが、施設整備に関連するものとしては、「安心子ども基金条例」、「認定こども園に関する条例」が多い。

1) 安心こども基金条例による施設整備

- ・ 安心こども基金条例とは、国から交付された交付金（安心こども基金：厚労省・文科省所管）を財源に、各都道府県において基金を創設し、平成 20～22 年度までの間に事業を実施するためのもの。
- ・ 安心こども基金条例もしくは子育て支援対策臨時特例基金条例は、47 都道府県で制定されている。

2) 基金の対象事業

- 保育所等緊急整備事業※①～③は社会福祉法人等が対象
- ・ 保育所の施設整備費の補助。
- ・ 待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。
- ・ 賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。
- ・ 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

安心こども基金の概要

（平成 20 年度第 2 次補正予算）

100,000 百万円

（厚労省 95,867 百万円、文科省 4,133 百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成 20 年度～平成 22 年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

- ① 保育所の施設整備費の補助。
- ② 待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。
- ③ 賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。
- ④ 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

(4) 地方公共団体独自の子育て支援施設整備費に対する補助事業

東京都のように、授乳やおむつ替えのための施設整備に対してある水準以上のものを認定する方式と、認定だけでなく独自に補助を実施している例がある。

1) 東京都赤ちゃん・ふらっと事業

(正式名称：乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業)

- ・ 赤ちゃん・ふらっと事業は、東京都が H20 年 5 月に始めた事業(6 月から募集)
不特定多数の者が利用可能な施設（保育所、児童館ほか公共施設や商業施設等）に、乳幼児連れが授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄れる場所・設備の設置を促進し、またマークの掲示によりそれを広く周知することによって、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備するための事業。
H20 年 10 月に実施要綱の一部が改正され、調乳用整備の要件の一部が緩和された。
- ・ 東京都では板橋区で H18 年に「赤ちゃんの駅」事業を開始しており、このほか、江東区「赤ちゃんの駅」、荒川区「あらかわベビーステーション」などがある。保育園・幼稚園や児童館や子育て支援センターなど公的施設が認定されているケースが多い。認定の条件は、赤ちゃん・ふらっとの要綱と異なる場合があり、区の施設認定と赤ちゃん・ふらっとの認定が重なっている場合もあれば、片方のみの認定を受けている場合もある。

① 赤ちゃん・ふらっと事業要綱の概要

- ・ 事業の目的：保育所、児童館、公民館、図書館及びその他不特定多数の者が利用する施設等に、気軽に立ち寄れる授乳及びおむつ替え等のための施設・設備の設置を促進する事業。都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的としたもの。
- ・ 適合と認定された施設には、「赤ちゃん・ふらっとマーク」を記載した適合証を授与、掲示を認める。



図 2-5 赤ちゃん・ふらっとマーク

② 施設が満たすための要件

- ・ 要綱では、施設が満たさなければならない要件として、
 - a) 授乳ができる設備：授乳場所は、プライバシーの確保ができるようカーテンやパーティションで仕切る等の対応を行うこと。
 - b) ベビーベッド（おむつ替え台）等、おむつ替えができる設備
 - c) 調乳用の給湯設備：給湯設備がない場合においては、調乳用のお湯を提供するための代替措置を講じれば足りるものとする。（ポットによるお湯の提供等）
 - d) 調乳及び授乳、おむつ替えの前後に手洗いができる設備

- e) 乳幼児の健康管理上必要な冷暖房設備：赤ちゃん・ふらっとを含む施設全体で空調管理を行う場合には、専用の冷暖房設備を設ける必要はない。

なお、a)からe)までは、必ずしも同一室内に整備する必要はなく、一体的に利用できるように案内すれば足りるものとする。また、授乳やおむつ替えのスペースは専用スペースであることが望ましいが、施設の状況に応じ、他の用途と併用しても差し支えない。赤ちゃん・ふらっとを他の用途に使用している場合は代替場所の提供を行うなど、授乳やおむつ替えができる環境を整えること。となっている

また、次の努力事項がある。

◇ 赤ちゃん・ふらっと内及び出入口の段差解消や、出入口付近にベビーカーを置くスペースを設けるなど、ベビーカーでの利用に支障が生じないように努めること。

◇ 赤ちゃん・ふらっとと共に、乳幼児を連れた親が安心して利用できるトイレを整備することが望ましい。

- ・ この他、運営管理に関する常時・非常時の安全・衛生面などの遵守事項、努力事項が定められている。
- ・ なお、事業の実施に要する経費は事業主負担となっている。
(区市町村で独自に補助制度を設けている場合もある。八王子市など)

2) 八王子市「八王子市赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金交付要綱」

① 目的

- ・ 八王子市内の施設等に授乳及びおむつ替え等のための設備を設置しようとする民間事業者に対する補助金の交付に関して必要な事項を定め、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。

② 補助対象設備

- ・ 八王子市内の日常的に不特定多数の者が利用する商業施設等に設置される赤ちゃん・ふらっととする。

③ 補助対象要件

- a) 不特定かつ多数の者が利用可能な設備として設置すること。
- b) 施設の利用時間中はいつでもこれを利用できること。
- c) 都要綱に定める手続により届出を行うとともに、適合証の表示を行うこと。
- d) 子育て関連情報の提供に努めること。
- e) 平成 21 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 22 年 3 月 31 日までに完了すること。

④ 補助対象経費

- ・ 当該年度内に支払いをした施設の設置及び改修に係る工事費、実施事業に直接必要な備品の購入費、据え付け工事費及びその関連付帯工事費で市長が認めた額。

⑤ 補助金の交付額

- ・ 補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額の 10 分の 9 以内で、予算の範囲内で市長が決定した額とする。ただし、1 施設あたり 100 万円を交付額の上限。

3) 島根県「みんなで子育て応援施設設備整備事業補助金交付要綱」

① 交付の目的

- ・ 乳幼児を連れた家族の子育てを支援するため、当該家族が外出時に自由に利用することができるトイレ、おむつ替えや授乳などのための施設、設備を整備する。

② 交付の対象

- ・ 企業及び個人事業者等を対象。

③ 補助対象経費（上限 15 万円）

- ・ 次の各号に掲げる施設、設備を整備するための備品購入費、工事費及び関連付帯費用とする。ただし、事業の実施に係る事務費等は対象としない。
 - a) ベビーベッド等、おむつ替えのための施設、設備
 - b) ついたてやカーテン等、授乳のための施設、設備
 - c) ポット等、調乳のための施設、設備
 - d) ベビーキープ等、父母のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための施設、設備

4) 岐阜県「岐阜県子育て支援施設等緊急整備事業費補助金交付要綱」

① 目的

- ・ 働く女性が安心して子育てをすることができる環境及び子育て家庭が子ども連れで外出しやすい環境を整備する。

② 補対象事業

- ・ 補助対象事業は、授乳室、授乳スペース、子ども用トイレ、プレイルーム、キッズコーナー、ベビールーム、ベビーベッド、ベビーチェア等の新たな整備、改修又は備品の購入を行うもので、次に掲げる要件を満たし、本事業の趣旨から見て適切と認められるもの。
- ・ 補助対象施設：県内に所在し、公共性・公益性が高く、多数の人が利用する民間施設
- ・ 補助対象要件：利用者の利便性や安全性を考慮した構造であること。

③ 補助対象経費

a) 設備経費（限度額：300 万円、補助率：2/3 以内）

- ・ 授乳室、授乳スペース、子ども用トイレ、プレイルーム、キッズコーナー、ベビールーム、ベビーベッド、ベビーチェア等を新たに整備又は既存の設備を改修する場合における次に掲げる経費

ア) 工事請負費及び設計管理費

イ) 上記設備の設置場所を案内するための標識の設置に要する費用

b) 備品購入費（新設や改修に伴うものではない備品の購入のみでも対象とする）（限度額：100 万円、補助率：2/3 以内）

- ・ 授乳室、授乳スペース、子ども用トイレ、プレイルーム、キッズコーナー、ベビールーム等において必要な備品を整備する場合における次に掲げる経費

※ 1 品の単価が原則として 3 万円以上の備品の購入費（ただし、購入総額が 15 万円以上

の場合に限る。)

5) 横須賀市「活き活き商店街サポート事業補助金交付要綱」

① 目的

- ・ にぎわいある商店街づくりを進めるために商店街団体が独創的な商店街活性化策として実施する活き活き商店街サポート事業に対する補助金の交付。

② 対象

- ・ 子育て世帯や少子高齢化社会への対応などの取り組みを行う商店街振興組合、商店街協同組合、その他任意の商店街団体など。

③ 対象事業：子育てサポートにぎわい事業（限度額：200万円、補助率：2/3） （事業例）

- ・ 子育て応援イベントの実施
- ・ 授乳室、おむつ取替えスペース等の設置
- ・ 子育てサポートマップ、チラシ等の作成

6) 兵庫県「加東市ユニバーサルモデル施設等改修費補助金交付要綱」

① 目的

加東市ユニバーサル社会づくり実践モデル地区において、民間事業者等が所管する施設の高齢者、障害者等に配慮した改修にかかる費用を補助することにより、ユニバーサル社会づくりを促進することを目的とする

② 補助対象

- a) 民間事業者等
- b) 高齢者、障害者等の利用に配慮するもので、別表第2に定める内容の工事の費用を負担するもの

③ 補助対象額

1 建築物につき、工事費用の額と150万円（車いすで利用できる便房若しくは便所又は外部出入り口等に自動的に開閉する構造の戸を設置する場合は、300万円）を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内を補助する。

別表第3に定める整備箇所について誘導的基準に適合した整備をする場合は、対象経費と比較する金額を50万円加えた金額とする。

④ 補助対象となる工事

子育て関連については、別表第2における「別表第3に定める整備箇所に係る誘導的基準に適合した整備」とされ、別表第3（誘導的基準）において、以下が定められている。

7 便所

- (6) 乳幼児のおむつを交換できる台及び便房内に乳幼児の体を安全に固定できるいすを設置するものであること。

11 授乳室等

- (1) 授乳室 案内板及び標識により、授乳を行うことができる場所の位置を表示すること。
- (2) プレイコーナー 乳幼児を遊ばせることができるスペースを設けること
- (3) 託児室 乳幼児を預けることができる室を設けること

(5) 子育て支援マンション

住まいに対する施策として、子育てに配慮した住宅仕様やソフト面などに対してある一定の水準以上を「子育てマンション」として認定し、整備を推進するための補助制度などがある。

1) 世田谷区子育て支援マンション認証制度

① 概要

子育てに配慮した住宅仕様の採用などのハード面と、地域交流実施計画などのソフト面に対して一定の基準を満たすマンションを世田谷区が認証する。認証を受けたマンションは、キッズルーム整備事業に対しての助成と、3年間の認証期間中の子育てに関する事業実施支援（認証期間中の3年間助成）を受けることができる。

② 対象物件

新築・既存・分譲・賃貸は問わず、以下の要件を全て満たす集合住宅で、さらに別に定める認証基準に基づく審査を受ける。

- a) 建築基準法に規定する耐火建築物であること。
- b) 総住戸数が20以上であること
- c) 壁中心線計測で専有面積が56㎡を超える住戸数が、総住戸数の2分の1以上であること。
- d) 階数が3以上の場合はエレベーターを設置していること
- e) 既存建物部分は基準法又は耐震促進法による耐震基準を満たしていること
- f) 地域交流機能を担うことが可能な25㎡以上のキッズルームを設置すること
- g) 地域交流及び子育て支援活動について継続的な計画を作成し、その実施を担保できること
- h) 新規分譲マンションの場合、入居予定者間のコミュニティづくりの契機として、事業者主催による入居前の希望者を対象とした交流会等を開催すること
- i) 品確法に基づく建設住宅性能評価書を取得すること
- j) その他法令等に違反しないものであること

③ キッズルーム整備事業助成

認証を受けたマンションのキッズルーム整備事業（キッズルームの新築工事、既存の集会室からキッズルームへの改修工事）に対して補助金を交付。

補助金の交付額は、次に掲げる算定基準により算定した額の2分の1以内とし、225万円が上限。

- a) 新築工事にあつては、キッズルーム等の新築工事
- b) 改修工事にあつては、キッズルーム等の改修工事

新築工事、改修工事共に、建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和整備工事・電気設備工事・その他必要と認められる工事に係る費用（諸経費・消費税相当額を含む）が算定対象。

表 2-6 5 市区の支援措置と実績（2008.3 時点）

	墨田区	新宿区	大阪市	神戸市	世田谷区
ソフト面の支援措置	・認定の表示、区によるPR ・専門員による子育て相談の実施 ・子育てグループ活動への支援 ・区職員による「リクエスト講座」の派遣実施他	・認定の表示、区によるPR ・キッズルームを利用して、子育てサークルが自主的に運営できるよう仲間づくりの支援、関係部による子育て相談の実施等	・住まい情報センター、HPによる情報提供 ・認定証の交付	・居住者を中心とする自主的な子育てサークル活動の立ち上げ及び初期の活動に対して、各種の情報提供、ボランティア派遣費用に対する助成などの支援を行う。	・認定の表示、区によるPR ・ソフト面での支援
ハード面の支援措置	・キッズルーム整備費 20㎡以上（室内に遊具等の収容及びトイレを備えたものに限る）100万円、床暖房設備を設置する場合150万円 ・プレイロット整備費（面積40㎡以上）50万円		・総合設計制度の「子育て支援施設誘導型容積ボーナス制度」を適用できる場合あり		・キッズルーム整備事業の助成
実績	認定：8件 仮認定：2件	認定：0件	認定：4件	認定：1件	認定：1件

出典：「子育て支援マンションの建築計画に関する研究—自治体等の子育てマンション認定基準と実績の比較—」（明治大学理工学部松橋直人他論文 日本福祉のまちづくり学会 第11回(2008年)全国大会概要集）

(6) その他の子育て支援に関する個別の取り組み

1) 「赤ちゃんの駅」

- ・板橋区が最初に取り組みを始めたと思われる。

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中におむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、平成 18 年 6 月。区立保育園や児童館などの一角をカーテンなどで仕切り、おむつ交換と授乳のためのスペースやミルク用のお湯を提供。

1 利用日時

月曜日～土曜日の 10 時～16 時

※実施施設の休館日などで利用できない場合があります。

2 利用対象者

乳幼児（0 歳から概ね 3 歳児まで）連れの保護者で、授乳又はオムツ替えの必要がある方

3 実施施設

「赤ちゃんの駅」に指定するのは次の 134 施設。

- [1] 区立児童館（37 館）
- [2] 区立各保育園（43 園）
- [3] 親子交流サロン「0・1・2（おいっちに）ひろば」（2 か所）
- [4] 公設民営保育園（1 園）
- [5] 私立保育園（32 園）
- [6] 区立幼稚園（2 園）
- [7] 私立幼稚園（13 園）
- [8] NPO 法人運営施設（2 か所）
- [9] 私立大学施設（1 か所）
- [10] 高齢者施設（1 か所）

4 実施施設の表示

「赤ちゃんの駅」フラッグ（ターポリン地、縦約 60cm×横約 40cm）が、各施設の玄関先など、掲示してあります。なお、ご利用の際は、一声おかけください。



この他に、

- ・本庄市(H20.5～)、保育園や公民館など市の施設のほか、警察署や税務署、ホテルや商店に協力を呼びかけ、市内約 90 カ所に開設
- ・福岡県内では、北九州市 (H.20.10～) の取り組みが最初。福岡県内では、春日市 (H.21.3～)、前原市 (H.21.5～)、福岡市 (H.21.10～)、でマークを共通使用。福岡市では、市内区役所や公民館、市営地下鉄の駅など公共施設のほか、百貨店、福岡日産自動車 (7 カ所) と日産プリンス福岡販売 (13 カ所)、福岡ヤクルト販売 (6 カ所) の販売店などの民間事業所を含む市内約 130 カ所に開設。「赤ちゃんの駅」と記されたのぼりやステッカーが掲示してあり、事業所利用の有無にかかわらず使える。
- ・寝屋川市 (H.21.6～) 宝くじ普及工法事業助成「共生のまちづくり助成事業」により実施。
- ・荒川区「あらかわベビーステーション」(H.20～) 保育園、子育て関連施設などで実施。

等々各地で水平展開。(H21 年度に急増) わかりやすい施設「表示」サインがセットになっていることが多い。



図 2-6 赤ちゃんの駅のマーク

2) こども未来財団「授乳室・キッズコーナー等整備助成事業」

① 概要

- 不特定多数の人が利用する施設に授乳室等を設置する事業者（事業者が国及び地方公共団体である場合、国及び地方公共団体からの助成金又は委託金を受けて運営する場合を除く）を対象に、授乳室（授乳コーナー）、キッズコーナー（キッズルーム）、親子トイレ、子どもトイレについて、一定面積規模を有し、必要な設備基準を満足するものへの工事費及び設備整備（備品購入）費の助成を行っている。但し、一般に流通していない製品（特注品等）は対象外。

② 助成基準

- 対象経費の3/4以内。H21年度からは、従来1施設1か所の助成だったものを1施設複数か所の助成申込が可能に。

③ 助成対象

- 授乳室の整備：**授乳やおむつ替えのための授乳室の整備で、授乳いす、湯沸かし器、流し台、ベビーベッド（おむつ替え台）、ダストボックスほか授乳及びおむつ替えに必要な設備が備えられ、整備面積が4.95㎡以上のもの。（※男性の利用も考慮）規模により、最大1施設200万円まで助成。
- キッズコーナーの整備：**子どもたちが施設内で安全に遊ぶためのキッズコーナーの整備で、玩具及びいす等子どもたちがその場所で遊ぶために必要な設備が備えられ、壁面・床面には、コルク、じゅうたん又はクッション素材等安全に配慮した材質を使い、整備面積が6.6㎡以上で、授乳室からは独立した常設コーナー。1施設50万円まで助成。
- 親子（子ども）トイレの整備：**乳幼児連れや子どもが使用するための、親子トイレ又は主に幼児から小学生を対象とした子どもトイレ及び子供用手洗いの整備で、大人用便器と子ども用便器又は子ども用便座を併用した広めのトイレ区画又は子ども用便器の設置された区画に加え、子どもが容易に使用できるよう高さや幅に配慮した手洗い設備を併設するもの。（おむつ換え台、着替え台等の追加も可）給排水工事を含む場合1施設200万円、含まない場合100万円まで助成。

④ 助成実績（H16～20年度の実績）：146施設

- 多くはスーパーマーケット、ショッピングセンター、百貨店、ファッションビル、単独店等商業施設だが、空港ターミナル、インター、リゾート施設、病院等への助成実績あり。

表 2-7 助成実績一覧（こども未来財団 HP より）

No.	都道府県	施設名	No.	都道府県	施設名
1	北海道	スーパーストアBESTOM中富良野店	76	福井県	スーパーホームセンターヤマキシ朝日店
2	北海道	丸井今井 室蘭店	77	福井県	SUPER CENTER PLANT-3 清水店
3	北海道	丸井今井 函館店	78	長野県	ながの東急百貨店本館
4	北海道	アクロスプラザたきかわ	79	岐阜県	岐阜高島屋
5	青森県	金木タウンセンター店	80	岐阜県	SUPER CENTER PLANT-6 瑞穂店
6	青森県	イトーヨーカドー五所川原店	81	岐阜県	ヤナゲン大垣本店
7	宮城県	トイザらス・ベビーザらス 名取りんくうタウン店	82	岐阜県	ロックシティ大垣SC
8	宮城県	みやぎ生活協同組合 愛子店	83	岐阜県	めいほう高原自然体験センター
9	宮城県	みやぎ生活協同組合 大河原店	84	岐阜県	ヤナゲン FAL 店
10	宮城県	みやぎ生活協同組合 名取西店	85	静岡県	カインズホーム浜松都田テクノ店
11	宮城県	西友 THEMALL仙台長町店	86	静岡県	遠鉄ショッピングタウン リブロス笠井
12	宮城県	みやぎ生活協同組合南光台店	87	静岡県	遠鉄ストア 池田店

13	宮城県	藤崎百貨店	88	静岡県	遠鉄ストア 掛川中央店
14	宮城県	みやぎ生活協同組合 利府店	89	静岡県	遠鉄ストア 浜北店
15	宮城県	ロックシティ佐沼SC	90	静岡県	遠鉄ストア 大平台店
16	宮城県	泉パークタウン タピオ	91	静岡県	遠鉄ストア 篠原店
17	宮城県	みやぎ生活協同組合 塩釜栄町店	92	静岡県	遠鉄ストア 天王店
18	山形県	くらしのセンターコープなかのくち	93	静岡県	遠鉄ストア 姫街道店
19	山形県	ヨークベニマル 天童老野森店	94	静岡県	コープ袋井田町店
20	山形県	ヨークベニマル新東根店	95	愛知県	カインズホーム蒲郡店
21	福島県	スノーハウスいなわしろ	96	愛知県	トヨタ生活協同組合本店
22	福島県	super center plat4 大熊店	97	愛知県	イオン大高SC
23	福島県	ヨークベニマル コスモス通り店	98	愛知県	Hello 赤ちゃん大高店
24	茨城県	水戸京成百貨店	99	愛知県	コープ大高インター店
25	群馬県	高崎高島屋	100	愛知県	Hello 赤ちゃんワンダーシティー店
26	群馬県	ジョイフル本田 新田店	101	滋賀県	函館山スキー場
27	埼玉県	カインズホーム蓮田店	102	京都府	高島屋京都店洛西店
28	埼玉県	丸広百貨店 川越店	103	京都府	ガーデンモール木津川店
29	埼玉県	イトーヨーカドーアリオ川口店	104	大阪府	カルフル光明池
30	埼玉県	アトレマルヒロ	105	大阪府	近鉄阿部野橋ターミナル
31	埼玉県	カインズホーム行田店	106	大阪府	京阪百貨店くずは店
32	埼玉県	丸広百貨店 飯能店	107	大阪府	高槻西武
33	千葉県	西武百貨店 船橋店	108	大阪府	堺 北花田阪急
34	千葉県	ららぽーと柏の葉	109	大阪府	高島屋 泉北店
35	東京都	ベビーザラス町田多摩境店	110	大阪府	ベビーザラス東大阪店
36	東京都	博品館TOYPARK銀座本店	111	大阪府	千里阪急店
37	東京都	伊勢丹新宿店	112	大阪府	イトーヨーカドー八尾店
38	東京都	多摩センター百貨店ビル	113	大阪府	コープ城山
39	東京都	永山センター1号館(グリナード永山)	114	大阪府	パンジョ
40	東京都	アトレ恵比寿	115	兵庫県	イトーヨーカドー甲子園店
41	東京都	ジョイフル本田 瑞穂店	116	兵庫県	マリノピア神戸ボルトバザールファクトリーアウトレッツ・ウェスト
42	東京都	タカシマヤタイムズスクエア	117	兵庫県	阪急オアシス 武庫之荘店
43	東京都	イトーヨーカドー葛西店	118	兵庫県	西宮阪急
44	東京都	イトーヨーカドー木場店	119	奈良県	イトーヨーカドー奈良店
45	東京都	イトーヨーカドー八王子店	120	和歌山県	和歌山近鉄百貨店
46	東京都	グラントウキョウノースタワー	121	鳥取県	米子高島屋
47	東京都	マシュマロこどもクリニック	122	島根県	ショッピングタウン グリーンモール
48	東京都	南砂町ショッピングセンターSUNAMO	123	岡山県	岡山高島屋
49	東京都	アトレ亀戸	124	岡山県	SUPER CENTER PLANT-5 鏡野店
50	東京都	アトレ大森	125	岡山県	ももたろうクリニック
51	東京都	アトレ目黒1 A館	126	広島県	アルパーク
52	東京都	東武百貨店 池袋店	127	広島県	ヴェスタ庚午
53	神奈川県	アカチャンホンポ港北東急店	128	広島県	フジグラン緑井
54	神奈川県	中央林間とうきゅう	129	広島県	福屋八丁堀本店
55	神奈川県	ベビーザラス横浜いずみ店	130	広島県	アルパーク北棟
56	神奈川県	すすきのとうきゅう	131	山口県	ドラックス KAZU 小月店
57	神奈川県	アカチャンホンポ海老名店	132	山口県	下関大丸
58	神奈川県	伊勢原とうきゅう	133	山口県	ちまきや
59	神奈川県	イトーヨーカドーららぽーと横浜店	134	山口県	ロックシティ防府店
60	神奈川県	たまプラーザ店	135	徳島県	ショッピングプラザタクト
61	神奈川県	イトーヨーカドー武蔵小杉店	136	香川県	ショッピングプラザ アピカ
62	神奈川県	イトーヨーカドー本牧店	137	愛媛県	赤ちゃん本舗エミフル松前店
63	神奈川県	リッカティル ホームズ川崎大師店	138	福岡県	トイザラス マリノアシティふくおか
64	富山県	エンジェル・ママ	139	福岡県	福岡空港第一ターミナルビル
65	富山県	フューチャーシティファボーレ	140	福岡県	レモール スキップランドルクル前店
66	富山県	大和富山店	141	佐賀県	トイザラス佐賀店
67	石川県	ショッピングタウン アルブ	142	長崎県	浜屋百貨店
68	石川県	世界のガラス館加賀店 加賀おかし館	143	長崎県	長崎西洋館
69	石川県	金沢名鉄丸越百貨店	144	熊本県	くまもと阪神
70	石川県	香林坊大和	145	鹿児島県	イオン鹿児島SC
71	石川県	ホームセンターヤマキシ田鶴浜店	146	鹿児島県	大福フルハウス
72	石川県	西インターレストハウス	72	石川県	西インターレストハウス
73	福井県	セリオガーデン三国店	73	福井県	セリオガーデン三国店
74	福井県	三方SCレビア	74	福井県	三方SCレビア
75	福井県	ジャムリゾート(リゾートセンター)	75	福井県	ジャムリゾート(リゾートセンター)

3) 遊び場確保への行政支援

① 箕面市：都市計画道路用地の活用

- ・ 未施行の都市計画道路用地を箕面市の市民グループが市のアドプト事業を利用して管理運営し、遊び場として利用している。（毎日新聞記事より）

② 箕面市：自由な遊び場開放事業（屋内）

- ・ 放課後に、小学生が安心して自由に遊ぶことができ、友だち同士や年令の異なる子どもたちがいろいろな遊びを通じてふれあいの機会を広げられるよう、箕面市内の市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を開放。子どもたちの安全確保、また、遊びの輪を広げていけるよう指導員が見守りを行う。

③ 練馬区：遊び場（民間遊び場、公有地／民有地一時開放遊び場）

- ・ 区では民間遊び場の設置や公有地の一時開放など、身近な遊び場の確保に努めている。地域ぐるみで子どもたちを健やかに育むために、遊び場の管理や運営は地域住民が自主的に行う。

- ・ （民間遊び場）民間の空き地を地域住民が組織する遊び場管理委員会が土地所有者と無償の土地使用貸借契約を締結し管理運営を行い、区が管理委員会に対して運営費等補助金を交付。

- ・ （公有地一時開放遊び場）用地買収が行われた道路予定地等を、本来の目的に使用されるまでの間、子どもの遊び場として一時開放。近隣住民で構成する遊び場運営委員会が管理運営を行い、区と運営委託契約を締結。

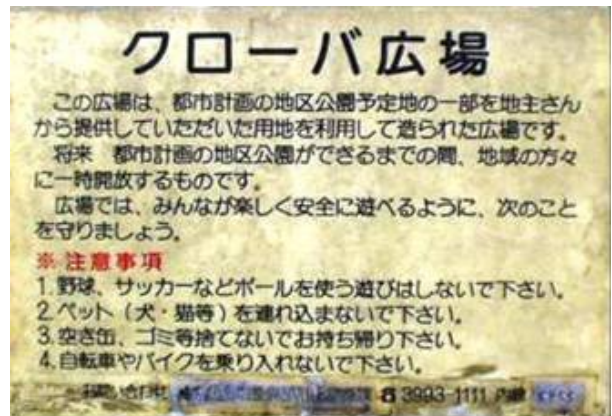


写真 2-1 広場の掲示

- ・ （民有地一時開放遊び場）民間の土地所有者から区が土地を無償で借用して、子どもの遊び場として一時開放。区と土地所有者とが無償で土地使用貸借契約を結び、区が近隣住民で構成する運営委員会が管理運営を行い、運営委託契約を締結。

※遊び場練馬区民間遊び場事業基本要綱

※練馬区民有地一時開放遊び場設置運営要綱

※練馬区公有地一時開放遊び場設置運営要綱

④ プレーパーク

(NPO 法人プレーパーク世田谷)

- 我が子の遊ぶ様子からその環境に疑問を抱いた一組の夫妻が中心となり、イギリスの冒険遊び場にヒントを得て、1975、76年の夏休みに、世田谷区経堂の烏山川緑道の一角に冒険遊び場として期間限定で開設した。1977年には場所を桜丘に移し、地域住民を巻き込み15ヶ月にわたり取組まれた。
- 住民などボランティアの手だけで運営された実績により、1979年、世田谷区は国際児童年の記念事業にこの冒険遊び場を採択。住民と区との協働事業である日本で初めての常設の冒険遊び場、「羽根木プレーパーク」を開設、翌1980年には専任の常駐プレーリーダーを得て、日本で初の完全常設型のプレーパークが誕生した。住民によるこうした主体的な取組みを重視した区はプレーパーク増設の方針を打ち出し、住民の動きを支援。住民等ボランティアによる主体的運営を行っている。
- 現在、組織はNPO化し、区の事業としてNPOが直接委託を受ける官民協働の事業形態となっている。
- 羽根木、世田谷、駒沢はらっぱ、烏山の4箇所を運営中。
(プレーパーク世田谷ホームページより)



写真 2-2 プレーパーク



写真 2-3 プレーパーク

2.2. 既往研究等で指摘されている事項の整理

2.2.1. 内閣府ゼロから考える少子化対策プロジェクトチームにおける指摘

(1) 概要

新しい「少子化社会対策大綱」の作成に資するために、少子化対策担当大臣の下に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を開催し、有識者及び国民各層の意見を聴取するために設置された。子育て世代の当事者の視点、利用者の視点から既存の枠にとらわれることなく、議論することとし、各回のテーマに応じた有識者を招いたヒアリングと意見交換を行っている。

この第 8 回では「家庭・地域・まちづくり」が検討テーマとなっており、以下の 3 名の有識者が参加している。

- ・ 千葉大学大学院
教授 木下 勇 氏
- ・ 恵泉女学園大学大学院
教授 大日向 雅美 氏
- ・ 財団法人未来工学研究所
理事 和田 雄志 氏

表 2-8 プロジェクトチームにおける検討テーマ

第1回 平成21年2月10日(火)	「恋愛・結婚」
第2回 平成21年2月24日(火)	「若者の雇用と自立支援」
第3回 平成21年3月9日(月)	「不妊治療」
第4回 平成21年3月24日(火)	「ワーク・ライフ・バランス／働き方／父親の子育て支援」
第5回 平成21年4月7日(火)	「保育・幼児教育」
第6回 平成21年4月21日(火)	「ひとり親家庭とこどもの貧困」
第7回 平成21年5月12日(火)	「学校教育」
第8回 平成21年5月26日(火)	「家庭・地域・まちづくり」
第9回 平成21年6月9日(火)	「小児医療・周産期医療・病児保育」 「提言に向けた議論」
第10回 平成21年6月23日(火)	「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム『提言』とりまとめ

(2) 木下勇氏の「子育て・子育てしやすいまち・地域づくり」

日本学術会議「子どもを元気づける環境づくり戦略・政策検討委員会対外報告 我が国の子どもを元気づける環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて 平成 19 年(2007)7 月 13 日」及び 2008 提言「子どもの成育空間の再整備 平成 20 年(2008)8 月 28 日」、「子ども環境学会及びユニセフ子どもに優しい都市 (Child Friendly Cities)」をベースとしたプレゼンテーションを行っている。

以下にその内容の一部を抜粋する。

1) 背景

我が国の子どもたちの心が「孤独を感じている」「子どもの向上心が低い」、子どもの体力が低下している、かつてまち全体が遊び場であり体験の場であったのが、今の

背景4 地域の多様な人との関わりの減少

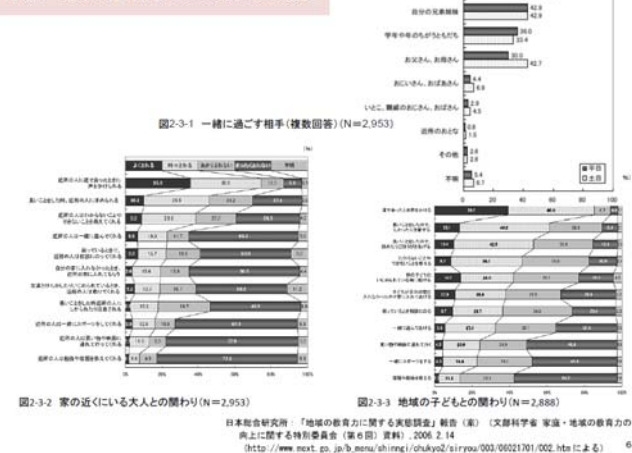


図 2-7 木下氏プレゼン資料

子どもの遊び場は家の中にシフトしている。地域で多様な人との関わりが減少し、子どもに対して不寛容な社会になってきていることを背景として指摘している。

2) 子どもの成育空間の再整備

子どもの成育空間の再整備として、以下の項目が挙げられている。

- ①子ども成育の視点からのまちづくり
- ②子育ての視点を持つ住宅の開発
- ③子育てコレクティブハウスの建設促進
- ④中庭型中低層集合住宅の普及
- ⑤子どもの家の前に遊ぶ空間のある道づくり
- ⑥保育環境の整備：保育所の園庭とゆとりあるスペースの確保
- ⑦地域の子育て環境マスタープランの作成
- ⑧駐車場地下化による地上の自然の空間と遊びの場の確保
- ⑨自然体験・共同体験と遊びのための環境づくり
- ⑩身近な自然体験の場としての校庭・園庭の整備
- ⑪長期自然体験・共同体験のための環境づくり
- ⑫都市型自然体験施設の整備
- ⑬プレイパークの推進
- ⑭緑地の保全と活用(国土交通省・環境省)
- ⑮地域ごとに子育て・親育ての中核となるセンター(ファミリーセンター〔仮称〕)の設置

こどもの成育の視点からのまちづくりへ

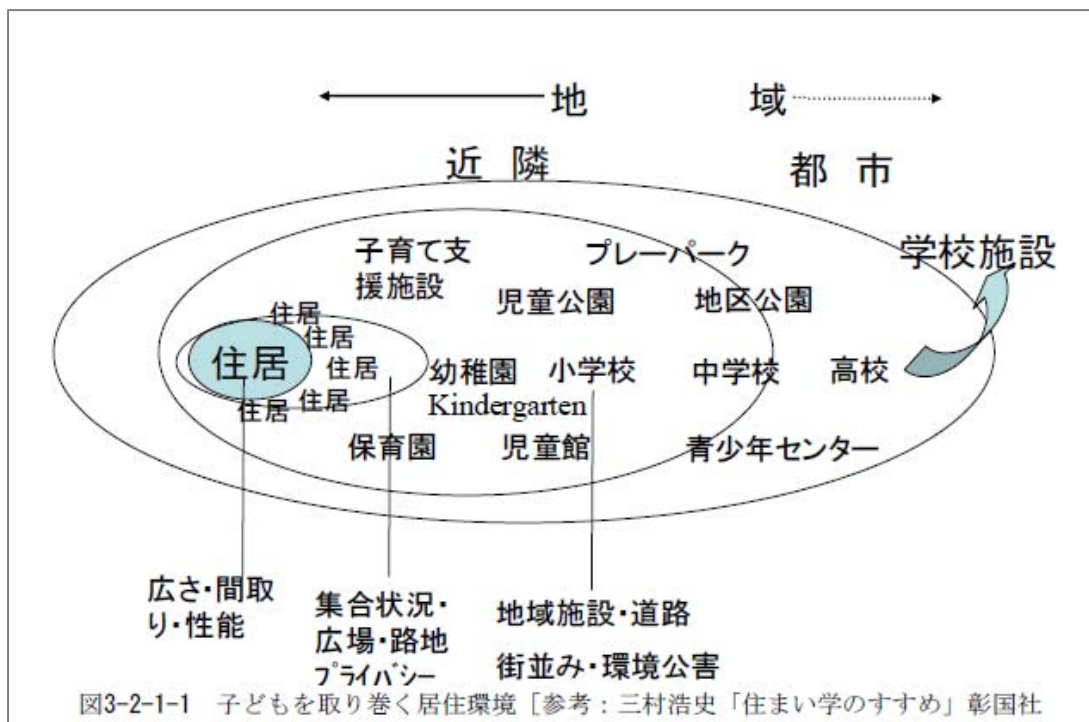


図 2-8 木下氏プレゼン資料

3) 提言

まちの中で子どもが育つための様々な提言がなされている。空き地等、民地を活用した身近で自由に遊べる場所の創出や、住宅周りの空間の活用、通過交通を排除して道路空間を遊べる空間として活用するなど、まちの中で子どもが活動できる空間整備に関する多数の提言がなされている。

表 2-9 提言の内容

提言1	子どもが群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活	ア 子どもが遊べる公園の増設 イ 子どもの遊びに配慮したパークマネジメントの確立 ウ プレイワーカーの養成と専門職としての雇用の保障 エ 空き地等民地の遊び場開放の推進 オ 駐車場の地下化による公園に準ずる場の整備
提言2	多様な人に育まれる住環境整備の推進	ア コモンスペースのある集合住宅、とくに低層中庭型集合住宅の推進 イ 子育て支援の縁側のような空間の確保 ウ 第3の住宅タイプ(コレクティブハウジング)の推進 エ 戸建て住宅における3世代同居化の推進 オ 子育て世帯への住み替え支援
提言3	遊び道の復活	ア 生活道路、子どもの遊びが保障される道路の法律上の位置づけ イ 生活道路への「通過交通」進入の可能な限りの排除 ウ 車の速度を低減させるための道路構造と法規制の改正
提言4	自然体験が可能な環境づくり	ア 身近な地域に幼児期からの発達段階に応じた自然体験の場の整備 イ 学校教育における自然体験のプログラム化の推進 ウ 子ども参画による身近な自然の再生 エ インタープリター等専門家の養成 オ 時間拘束から解放される長期自然体験の場の整備
提言5	健康を見守る医療環境づくり	・安心できる小児医療体制とケア能力、快復力を高める場の整備
提言6	健康生活のための環境基準の整備	・環境計画ガイドラインの必要性
提言7	地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備	ア 発達の連続性保証という観点からの多様な体験機能をもつ環境づくり イ 低層で設置性が高い木質校舎及び緑の校庭の整備推進 ウ 望ましい教育・保育施設整備のガイドラインづくり エ 生活の連続性の保証の観点から学社融合や子育て支援環境づくり
提言8	活発な運動を喚起する施設・公園づくり	ア 保育所・幼稚園・学校施設の基準の見直し イ 運動する環境と子どもの身体活動量に関する調査研究の推進 ウ 活発に運動できる場の確保と適切なリーダーの配置 エ 活発な運動ができる環境をしやに入れたまちづくりの推進
提言9	ユニセフ 子どもにやさしい都市の推進	・子どもの参加を全面的に推進(フランス) ・「子どもにやさしい」を掲げた都市で子どもが増えた(ドイツ) ・NPOとのパートナーシップによるサービス等の提供(ドイツ) ・ホームゾーン(住宅前の道路を子どもが安心して遊べる環境に)(英国) ・子ども・若者にやさしいコミュニティチェックリスト(カナダBC州)



岡山子どもの森公園内でのプレーパーク、公園内でこのような活動が展開されるのも行政の理解と成熟した市民活動による。写真 木下勇



写真：上 ©Adrian Sinclair
左 Children in The City by Lia Karsten & Willem van Vliet-CYE, 2006

図 2-9 木下氏プレゼン資料

(3) 子育てしやすい環境、製品、サービス、手法などを海外から学ぶ

海外で子育て経験のあるパパ、ママ、100 人に対し、インタビューを実施した内容を分析したもの。

主な調査結果は以下となっている。

- ✓ 海外で子育て経験のあるパパ・ママ合計 100 人の子育て経験した国の内訳は、欧米諸国 82 人、アジア諸国 14 人、その他地域が 4 人である。
- ✓ 海外子育て経験者の多くが、日本に比べて海外では「赤ちゃんや子連れに優しい社会」であると実感している。
- ✓ 具体的には、外出時における周囲の人による移動手伝い、妊婦や赤ちゃんへの「声掛け」や「温かいまなざし」などであり、その結果、「子育てが楽しい」と感じている。
- ✓ 海外子育て製品などで便利な製品(液体ミルクや多様なチャイルドシートなど)もあるが、日本製の育児製品の品質・品ぞろいなどに対する評価は海外にひけをとらない。
- ✓ 公共交通機関内のベビーカー専用スペースやバリアフリー化、小さな子供でも安心して遊べる公園の設計など、「子育てに配慮した社会インフラ・公共空間の整備」を望む声強い。
- ✓ 「男性の育児参加を促進するような製品」(パパも使いたくなるようなデザインのベビーカーや抱っこひもなど)の普及とともに、男性も育児休暇がとりやすいような社会風土の醸成が必要である。
- ✓ 「育児の社会化を支えるサービス」(預かりサービス、子供向けプログラムなど)などソフト面の充実も海外から学ぶことが多い。
- ✓ 日本と海外の子育て環境を比較した場合、もっとも大きな違いは「子連れや妊婦に対する社会の温かいまなざし」の有無であり、それらが具体的な行動を伴っていることである。
- ✓ 今後、我が国の子育てに関する国民レベルでの意識改革(「心のバリアフリー」の推進)が不可欠である。そのためには、「子育てに優しい社会」にむけた国民運動の展開が望まれる。

2.2.2. 建築学会等の論文における指摘

建築学会、土木学会、日本福祉のまちづくり学会の論文において、子育て環境に関する論文の整理を行った。（一覧は表 2-10 を参照）

以降に「(1) 外出の実態に関する研究」、「(2) 子育て支援ひろばに関する研究」、「(3) インターネットの情報活用に関する研究」、「(4) 保育施設の周辺環境に関する研究」について抜粋して掲載する。

(1) 外出の実態に関する研究

- 移動距離と交通手段の定量的な把握（徒歩及び自転車では 2.9km, 徒歩の 80%は 1.1km。自家用車は距離に関係なく利用されている）がなされている。
- 外出の障壁は授乳室だが、多目的トイレは授乳室に成り得ない。
- 子ども向けの設備の不足に対し、地域に拠点的な施設（新しい民間商業施設）が存在することは効果的。

地域における子育て中の親子の外出行動に関する研究

—外出距離と交通手段、外出先を中心に—

（日本建築学会大学学術講演概要集（東北）2009. 8 名古屋大学大学院 小久保亮祐他）

- ・ 子育て親子の地域における外出行動の現状を把握し、外出距離、交通手段、外出先に関する基礎的な分析から知見を得ることを目的とし、名古屋市千種区に立地するつどいの広場事業を実施する子育て支援の場 Mo にてアンケート及びヒアリング調査を実施した。
- ・ 日常的な外出において、徒歩及び自転車では 2.9km, 徒歩の 80%は 1.1km。自家用車は距離に関係なく利用されている傾向。 商業施設（大規模なスーパーや SC）へは自家用車利用が多い。
- ・ 全体としては、子ども主体の外出先が多い中で、商業施設（大規模 SC など）は親主体の外出目的先ではあるが、子どもも退屈しないプレイスペースや広くて歩き回れる店内が評価されている。子育て支援の場や児童館といった親子が集まる場所では親子双方が主体となり、子どもが他の子と遊んだり、プログラムを楽しむ一方で、親にとってはおしゃべりなどで気分転換できる場として利用されている。

ベビー休憩室と多目的トイレの比較研究

（日本福祉のまちづくり学会 第 11 回全国大会概要集 京都工芸繊維大学大学院 大北志帆）

- ・ 乳幼児をもつ母親の外出時の課題としておむつ交換と授乳が挙げられるが、それにふさわしい場所についての意識について母親に対するグループインタビュー、インターネット調査を実施。

- ・ 乳幼児連れの外出の最大の障壁は授乳スペースの不足であり、多目的トイレは授乳スペースとはなりえないとの結論が得られている。

乳幼児を伴う外出行動の実態に関する研究

—東京・自由が丘及び代官山におけるケーススタディ—

(日本都市計画学会 都市計画論文集 No.44・3 2009 年 10 月 東京工業大学大学院 新福綾乃他)

- ・ 乳幼児を伴う外出を取り巻く社会的状況を整理した上で、東京都内を対象として乳幼児連れ向けに外出を促すような雑誌記事に掲載されるエリアの特徴を明らかにし、ケーススタディとして実際の乳幼児を伴う外出行動の実態を分析することで、乳幼児を伴う外出を支援する環境整備の為の示唆を得ることを目的としている。
- ・ その結果、まず子連れ外出向けの環境設備が様々な主体によって進められ外出しやすくなり、子育て自体を楽しめるような社会的傾向にあること、次に子連れ外出に好まれるエリアとしては一般の人も訪れるような好感度エリアであるが、中でも親も子も楽しめ、歩きやすく、くつろげる雰囲気を持つエリアが好まれること。
- ・ 代表的な子連れ外出先である自由が丘と代官山におけるケーススタディによって、回遊性のある自由が丘では、訪問頻度が高いが子供向け設備の整備に不満が多い点、非日常的なレジャースポットの存在の代官山は子連れにとって中心的存在であるラフエンテによって街全体の評価に大きく影響されている点が明らかとなった。

(2) 子育て支援ひろばに関する研究

- 公共施設利用のひろばに比べ、NPO のコミュニティベースの組織が運営するひろばは、民間の建物や住宅利用が多く、利用面積や駐車場確保、実施場所の賃料といった面で課題がある。
- ひろばへの交通手段として自動車の利用が最も多い。郊外立地や駐車場の有無によって影響される。

つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業ひろば型）における子育て支援の場の実態に関する研究

(日本建築学会大学学術講演概要集（東北）2009 年 8 月 摂南大学工学部大谷由紀子他)

- ・ 子育てひろばが地域密着型の子育て拠点となるためにひろばの運営を支える「人材」「空間」「資金」と「連携」の 4 側面について現状を把握し、課題を見出す。
- ・ 空間として自治体直営では児童館や子育て支援センターなど公的な児童関連施設が大変で、室面積は 70～100 m²が中心。社会福祉協議会などの組織的な団体が運営する場合、公民館保育所、幼稚園の遊戯室など 130 m²を超える場合が多い。NPO や親のグループなどコミュニティベースの団体の場合、公民館の他、空き店舗、民家など民間建物の割合が高く 70

m²未満と手狭な施設が多い。さらに狭い 40 m²未満の常設施設も半数程度あり、そこに 20 組以上の親子が訪れて高密度になる傾向がある。

- ・ 空間づくりにおいては、「気軽に入りやすい雰囲気」を最も重視し、室内には授乳コーナー、地域の子育て情報を提供する掲示板がある。

つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業ひろば型）における子育て支援の場の実態に関する研究

（日本建築学会大学学術講演概要集（東北）2009 年 8 月 名古屋大学大学院 立衺晃次他）

- ・ つどいのひろばが公設だけでなく民間組織が運営するなど多様化する中、事例分析により広場事業の実態や課題を把握するため、東海 4 県、東京都、大阪府のひろばスタッフへのアンケート調査を実施。
- ・ 広場への交通手段として自動車の利用が最も多い。郊外立地や駐車場の有無によって影響される。
- ・ 民間の建物や住宅利用の広場が公共施設利用のひろばに比べ、利用面積や駐車場確保、実施場所の賃料といった面で課題がある。公共施設の数的限界が予想される中、地域の身近な民間の建物や住宅を利用したひろばの整備がさらに必要となり、ハード面での課題が多い中で、空間整備や立地選択、サービス等をどう充実させていくかが課題。

(3) インターネットの情報活用に関する研究

- 一般的なインターネット利用者より子育て世代はコミュニケーション指向が強く、場所情報に関する投稿が少ない傾向。

インターネットでの子育てバリアフリー情報の提供～インターネット地図型掲示板「カキコまっぷ」を事例に～

（土木計画学研究講演集 vol39 2009.6 東京大学大学院 真鍋陸太郎）

- ・ インターネット上の子育て情報・支援に関する既往研究を整理し、インターネット地図型掲示板「カキコまっぷ」の活用事例「ママパパぶりっじ」を分析。
- ・ インターネット掲示板には「育児問題に関する情報提供」「病気に関する情報提供」「園に関する情報提供」「発達に関する情報提供」「育児ストレス解消」「育児行動助長」「園に関する意見交換」の 7 つの機能が存在するとの既往研究がある。
- ・ 一般的なインターネット利用者より子育て世代はコミュニケーション指向が強い。
- ・ 育児相談に比べ場所に関する情報提供（バリアフリー情報等）について、記入された情報は実体験した当事者からの情報で価値は高いが、投稿数が少ない傾向である。情報発信したいという気持ちはあるため、イベントなどを通じた投稿機会の確保は情報の表出につながる。

(4) 保育施設の周辺環境に関する研究

- 増加が見込まれる小規模保育所等は、周辺の都市環境を積極的に利用している。周辺の子どもが遊べる空間（滞留空間）のみならず、移動空間への配慮も重要である。

小規模保育拠点の保育者による子育て環境としての都市環境評価に関する研究

0～2歳児を保育する世田谷区・家庭保育福祉員と京都市昼間里親を対象として

（日本都市計画学会 都市計画論文集 NO.44-3 2009.10 東京電機大学未来科学部建築学科 山田あすか他）

- ・ 充足されない保育ニーズに対し、独自の認証、認定保育施設などの制度により、住宅や既存建物を利用した小規模な保育施設を住居地域や駅前などに設けている。従来の大規模保育施設の建設に比べ、早く安価に保育サービスを提供でき、保育サービスの変動に対応しやすいという利点がある。一方で、園庭などの外部保育環境を独自に持たないことが多く、室内だけの保育では子どもに適切な発達刺激を保証できない。このためこうした保育拠点による保育サービスにおいては、公園などの都市環境が周囲に適切に整備されていることが必須の条件である。
- ・ そのため、小規模保育拠点に着目し、拠点保育を支える都市空間の整備にもとめられることがらを明らかにするため、世田谷区と京都市をモデルとして14の事例について、保育者による外出保育時の都市環境への評価を捉えた。
- ・ 小規模保育拠点の保育者が都市環境を積極的に利用し、評価している。都市環境の利用の際には滞留する場所だけでなく、移動空間が重要であること、道だけでなく、道に面する民家等の都市環境への寄与、外出保育時の人数規模に応じて外出先の選択が変わる可能性について指摘。

東京都都心部の子育て関連施設の整備と計画に関する研究－マンションに複合された保育所・学童クラブを例に－

（日本建築学会大会学術講演梗概集 2009.8 日本女子大学大学院 江川紀美子他）

- ・ 積極的に地域に開放した施設を持つ集合住宅に着目し、マンションと複合された子育て関連施設の整備の実態と問題点を探ることを目的とする。
- ・ 公共公益施設を持つマンションの実態調査から、マンションに整備された地域に開かれた施設に、広場状空地、歩道上空地などの広場空間と、保育所、学童クラブなどの子育て関連施設があることを確認。
- ・ これらの施設が必ずしも条件のよいところに配置されないこと、園庭がない施設やあっても大きな音を出せない施設も確認され、子どもが生活するには環境がよくない現状が明らかになった。広場はクレームが発生すること、子どもが遊ぶように整備されていないため利用されておらず、近くに子どもが遊べる広場が求められている。

表 2-10 子育てに関連する既往論文一覧

タイトル	概要	キーワード						出典
東京都都心部の子育て関連施設の整備と計画に関する研究—マンションに複合された保育所・学童クラブを例に—	公共公益施設を持つマンションの実態調査から、併設された保育所、学童クラブなどの子育て関連施設が必ずしも条件のよいところに配置されないこと、園庭がない施設やあっても大きな音を出せない施設も確認され、子どもが生活するには環境がよくない現状が明らかになった。	保育所	学童クラブ	地域施設	子育て関連施設	マンション		日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
地域における子育て中の親子の外出行動に関する研究—外出距離と交通手段、外出先の関係を中心に—	日常的な外出において、徒歩及び自転車では2.9km徒歩の80%は1.1km。自家用車は距離に関係なく利用されている傾向。	子育て	親子	外出行動	地域環境	空間資源	外出距離	日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
住民意識調査に基づく地域防犯活動の評価	地域防犯活動に対する住民意識調査を実施	防犯まちづくり	アンケート調査	評価	PDCA	構造方程式モデリング	多母集団同時解析	日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
女性視点からみた育児初期の生活時間変化	育児初期の女性の生活時間変化の傾向を把握	ライフステージ	育児初期	生活時間				日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
子育て女性の育児環境と地域でのコミュニケーションに関する研究	幼少の子どもを持つ女性に対し、子育てに対する意識や子育てに関する環境などについてアンケート	インタビュー	コミュニティ	母子	交流	地域環境	居住環境	日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
東京都都心部の子育て関連施設の整備と計画に関する研究—マンションに複合された保育所・学童クラブを例に—	マンションに複合された子育て関連施設の整備の実態と問題点・事例等によって整備された公共公益施設は条件の悪い場所に配置される傾向、園庭のない施設、あっても大きな音が出せないなどが指摘、近隣の子どもがアンケート遊べる広場が必要	保育所	学童クラブ	地域施設	子育て関連施設	マンション		日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
地域の子育て支援拠点事業「ひろば型」の運営体制と課題分析—全国子育てひろばを対象として—	公設に比べNPOや親のグループなどコミュニティベースの場合は活動する空間が狭い。	子育て支援	地域社会	乳幼児	事業運営			日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
つどいの広場事業(地域子育て支援拠点事業ひろば型)における子育て支援の場の実態に関する研究	・広場への交通手段として自動車の利用が最も多い。郊外立地や駐車場の有無によって影響される。	子育て支援	つどいの広場	居場所	親子	地域施設	アンケート調査	日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
住宅火災による子供の死者に関する統計と事例調査	火遊びの発火源はライターであり、保護者不在時の出火が多い。	住宅火災	子供	火遊び	保護者	喫煙	統計	日本建築学会大学学術講演概要集(東北)2009年8月
子育て時の外出環境の歴史返還に関する一考察	子育て時の外出手段の歴史的変遷	子育てバリアフリー	子連れ外出					土木計画学研究講演集vol139 2009.6
密集市街地における子どもの街路空間の「好き嫌い」意識	嫌いな理由として、「安全＝防犯上の懸念」が多くあげられた。密集市街地の路地空間は嫌いな道との評価	イメージ分析	地区交通計画	子ども				土木計画学研究講演集vol139 2009.6
インターネットでの子育てバリアフリー情報の提供～インターネット地図型掲示板「カキコまっぷ」を事例に～	一般的なインターネット利用者より、子育て世代はコミュニケーション指向が強い	計画情報	情報処理	観光・余暇				土木計画学研究講演集vol139 2009.6
子育て中の母親の外出行動とバリア	インターネットを活用したアンケート調査等により、子育て中の母親の外出行動とバリアの実態、意識を明らかにした。	子育てバリアフリー	外出行動	母親				土木計画学研究講演集vol139 2009.6
子育て世帯の日常外出形態と地域環境に対する要求	子どもの誕生により、母親の日常外出は制約を受け外出先の選択性が乏しくなる点、子どもの都合にあわせた外出形態へと変容していく点、外出前の下調べ・計画性が必要となる点などが具体的に明らかとなった。	子育て	外出	地域環境	移動	要求		日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
ベビー休憩室と多目的トイレの比較研究	乳幼児連れの外出の最大の障壁は授乳スペースの不足。多目的トイレは授乳室にはならない。	UD	乳幼児	授乳室	多目的トイレ			日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
妊産婦と乳幼児のいる家族の避難生活に関する研究—新潟県中越沖地震における避難生活実態と生活環境整備—	災害時には乳幼児を抱えた避難者の物的な不自由さのほか、子どもの泣き声、においや走り回る足音などでの周囲への気遣いが必要。トイレ(一緒に入って手伝う広さ)への配慮も必要。	新潟中越沖地震	妊産婦	乳幼児	避難	福祉避難所		日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
子育て支援タクシーの現状と課題(1)～「全国子育てタクシー協会」の実践から～	子育て支援の講座をドライバーが受講する負担やチャイルドシート、チラシの作成といった経費負担が発生するが、子育てタクシーの取組が会社の収益にすぐに反映される訳ではない。余裕のある業界でないための活動の限界がある。	子ども	子育て支援	タクシー	移動	外出		日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
子育て支援タクシーの現状と課題(2)～「全国子育てタクシー協会」の実践から～	期待は大きいのが、運営側の利益に結びつきにくく、取り組む会社がでない、料金が高く利用が広がらないなどの課題がある。	子ども	子育て支援	タクシー	移動	外出		日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
子育て支援マンションの建築計画に関する研究—自治体当の子育て支援マンション認定基準と実績の比較—	子育て支援マンション制度の比較、世田谷区と大阪市では独自項目が多く、支援措置も多い。全体的に実績件数は多くなく、基準内容と支援措置がうまく機能していないと考えられる。	子育て支援	集合住宅	認定制度				日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
子どもの発達段階に適応したトイレ環境に関する研究	保育園等において便器の種類や便器の工数、便所のスペースを年齢にあった設計をすることで排泄の自立を促進できる。	トイレ環境	子ども	発達	年齢	自立	便器	日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集
小規模保育拠点の保育者による子育て環境としての都市環境評価に関する研究—0～2歳児を保育する世田谷区・家庭保育福祉員と京都市・屋間里親を対象として—	小規模保育拠点の保育者が都市環境を積極的に利用し、評価している。都市環境の利用の際には滞留する場所だけでなく、移動空間が重要であること、道だけでなく、道に面する民家等の都市環境への寄与、外出保育時の人数規模に応じて外出先の選択が変わる可能性について指摘	小規模保育拠点	子育て環境	都市環境評価	キャプション調査法			(社)日本都市計画学会 都市計画論文集No.44-3 2009年10月
乳幼児を伴う外出行動の実態に関する研究—東京・自由が丘及び代官山におけるケーススタディー	外出における子ども向け設備の不足等の指摘(情報の提供(所在の周知)、使い勝手、衛生面の問題含む)、地域内に拠点的な施設(民間商業施設)があると効果的	乳幼児	ベビーカー	アンケート調査	自由が丘	代官山		(社)日本都市計画学会 都市計画論文集No.44-3 2009年10月

2.3. 安心して子育てができる環境整備に向けた今後の課題

これからの少子化対策の一つとして、次の時代を担う子どもを安全で安心して育てることのできる生活環境整備が求められている。前節までの子育てに関する既存施策や既往研究における指摘等をもとに、以降に示すような国土交通省に期待される取組が考えられる。

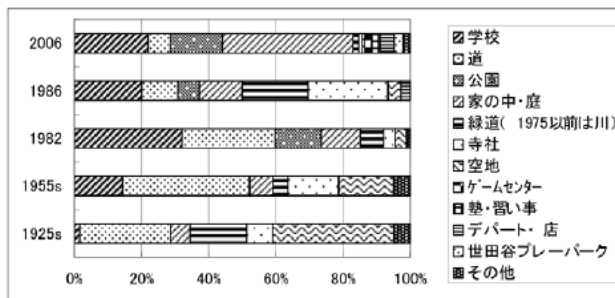
2.3.1. 子育てバリアフリーの推進

- ・ 安全で安心して子どもを育てることのできる環境整備の中でも、衣食住に次ぐ重要性を有する移動や施設利用について、ユニバーサル社会の実現に向け、「妊産婦」及び「乳幼児連れ」を対象とした外出環境の整備、いわゆる「子育てバリアフリー」が求められている。
- ・ バリアフリー新法に基づき身体障害者の移動等円滑化に資するバリアフリー環境の向上に努めてきたことにより、ベビーカーで外出する乳幼児連れの外出環境の向上が図られているが、「外出しやすいと思わない」未就学時の母親が多いなど、乳幼児連れの外出に制約や不満があることが指摘されている。
- ・ 子育てバリアフリーに対するニーズは、車いす使用者等に係るバリアフリーへのニーズと必ずしも同一でないにもかかわらず、妊産婦や乳幼児連れの期間が一過性であること、少子化により子育ての経験を持たない人の割合が増加していること等により、子育て期とりわけ妊産婦や乳幼児連れでの外出行動に関する実態やニーズの把握が十分でなかったと言える。
- ・ そのため短い期間に著しく変化する子どもの身体状況などを鑑み、子育て期とりわけ妊産婦や乳幼児連れでの外出行動に関するニーズ等の把握を行い、子育てバリアフリーとして取り組むべき事項について明らかにしていくことが求められている。
- ・ この点については、「3.子育てバリアフリー（妊婦・乳幼児連れの移動や施設利用の円滑化）に関する取組みの方向」で詳しく分析を行う。

2.3.2. 子どもの活動環境や遊べる空間の確保

(1) 育ちを支援する身近な活動空間

- ・ 子どもの視点にたち、身近な環境の中に自由に活動したり、遊べる空間を増やしていく取組が必要である。例えば、住まいに最も近いコモンスペースでは、住民からの苦情や駐車場利用との兼ね合い等、管理上の問題で子どもが遊べない場合などがあるが、コモンスペースで遊べることは防犯上の観点からも最も望ましい。
- ・ 身近な空き地などを遊び場として活用できるような仕組み、冒険遊び場のような通常の公園とは異なる遊び場の仕組みなどをもっと増やして行くことが望まれる。
- ・ 河川空間など自然空間を活用した体験プログラムや公園のデザインへの参加など、公共空間を活用した子どもが参加できるプログラムの提供など、公共空間を活用した子どもの育ちの支援が望まれる。



(注: 1925s=1925年前後、1955s=1955年前後に遊び盛りだった各世代20人ずつへの聞き取り調査による。1982 T小2・4・6年生計237名へのアンケート調査、1986 同計203名へのアンケート調査、2006 T・M2小学校1〜6年生計478名へのアンケート調査)



内閣府ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム会合
千葉大学大学院 木下勇 教授 資料

【箕面市：都市計画道路用地の活用】（毎日新聞記事より）

- ・ 未施行の都市計画道路用地を箕面市の市民グループが市のアドプト事業を利用して管理運営し、遊び場として利用している。

【箕面市：自由な遊び場開放事業（屋内）】

- ・ 放課後に、小学生が安心して自由に遊ぶことができ、友だち同士や年令の異なる子どもたちがいろいろな遊びを通じてふれあいの機会を広げられるよう、箕面市内の市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を開放。子どもたちの安全確保、また、遊びの輪を広げていけるよう指導員が見守りを行う。

【練馬区：遊び場（民間遊び場、公有地／民有地一時開放遊び場）】

- ・ 区では民間遊び場の設置や公有地の一時開放など、身近な遊び場の確保に努めている。地域ぐるみで子どもたちを健やかに育むために、遊び場の管理や運営は地域住民が自主的に行う。
- ・ (民間遊び場) 民間の空き地を地域住民が組織する遊び場管理委員会が土地所有者と無償の土地使用貸借契約を締結し管理運営を行い、区が管理委員会に対して運営費等補助金を交付。
- ・ (公有地一時開放遊び場) 用地買収が行われた道路予定地等を、本来の目的に使用されるまでの間、子どもの遊び場として一時開放。近隣住民で構成する遊び場運営委員会が管理運営を行い、区と運営委託契約を締結。
- ・ (民有地一時開放遊び場) 民間の土地所有者から区が土地を無償で借用して、子どもの遊び場として一時開放。区と土地所有者とが無償で土地使用貸借契約を結び、区が近隣住民で構成する運営委員会が管理運営を行い、運営委託契約を締結。＜遊び場練馬区民間遊び場事業基本要綱、練馬区民有地一時開放遊び場設置運営要綱、練馬区公有地一時開放遊び場設置運営要綱＞

(2) 乳幼児より大きな子ども（児童）の活動環境の整備

- ・ 今回の調査検討では特に乳幼児連れの外出行動に焦点を絞ったが、小学生以上の自分で活動するようになる児童に対する配慮も必要である。特に通学時や日常生活上の経路上において交通事故等のリスクを軽減させるような配慮が求められる。具体的には、通学路を中心とした歩道の整備や交差部で車の巻き込みに合わないような滞留スペースの確保など、バリアフリーをベースとした取組を重点的に実施することが望ましい。
- ・ また、公園では犯罪に合わないため、見通しを確保するなど、防犯に配慮した環境整備が望ましい。



写真 2-4 通学路
(児童が電柱をよけて歩く)

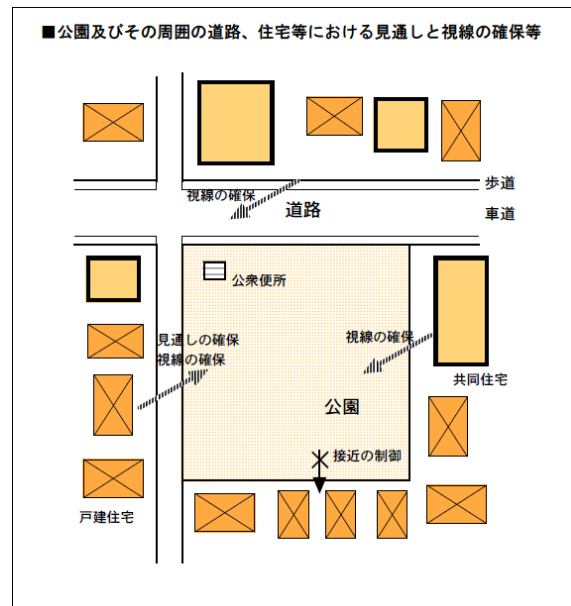


図 2-10 公園の防犯性の確保の例
(「学校を核とした住宅市街地整備の推進に関する調査報告書」H15 より)

2.3.3. 増え続ける待機児童解消のための保育所整備周辺の環境整備

- ・ ここ数年で増加している待機児童解消のために、既存ストック等を活用して早急に保育所を確保していく必要がある。既存ストック活用としては、団地等の公的ストック活用、駅舎の改修や大規模マンション建設時における保育所の設置などを推進していくことが期待される。
- ・ 待機児童は2歳までで全体の8割を占める。待機児童の解消に認証保育所等の整備が急ピッチで進められているが、園庭を持たない保育所であっても近くに公園

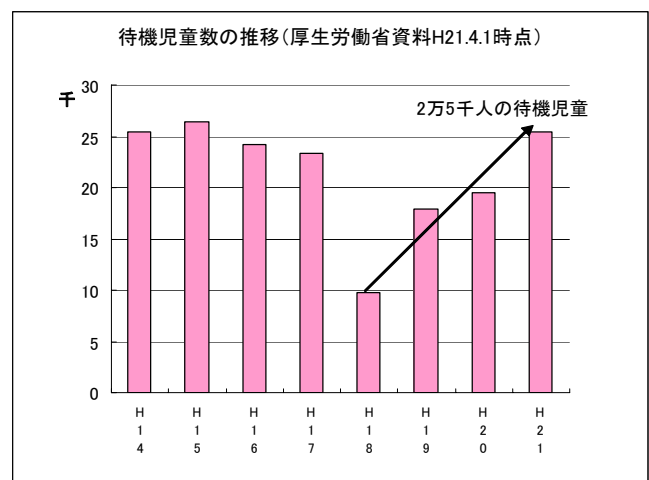


図 2-11 待機児童数の推移 (厚生労働省資料)

があれば認証される制度となっている。特に需要が高い0 - 2歳児までに対応したこのような園庭を持たない保育所が増加することが予測される中で、子どもの健やかな育ちのために公園までの移動経路の整備が求められる。具体的には、保育所から公園までの散歩ルートに対して、カートやよちよち歩き園児にとっての安全性や快適性の向上、目的地である公園に対しては園児の利用に配慮した公園整備などが期待される。

- ・ バリアフリー新法においては、市町村が基本構想を策定し重点的なバリアフリー整備を進めていくことが可能となっていることから、保育所を生活関連施設として位置づけ、施設そのもののバリアフリー化を進めることはもとより、保育所から園児が直接利用するような公園施設までの経路を含む地区を重点整備地区として設定し、一体的・面的なバリアフリー整備を進めていくことなどが考えられる。
- ・ 最近では駅に近接して設置された保育所から、定員に余裕のある少し郊外部で園庭のある保育所までの送迎サービスなどを実施している例などもあり、これらの動きを後押しするような仕組みの検討も必要である。



図 2-13 乳幼児のお散歩のための押し車の例

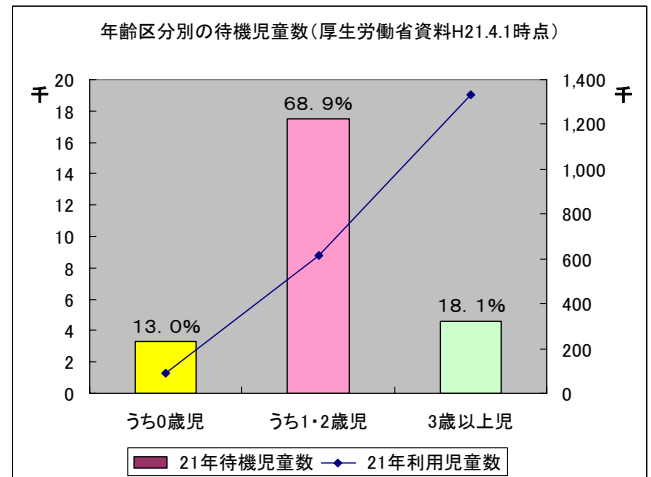


図 2-12 年齢別の待機児童数（厚生労働省資料）

○駅空間の高度化

要求額：600百万円の内数

人に優しく活力ある都市の実現を目指し、都市生活・活動の中心である鉄道駅に、保育施設機能をはじめ、図書館機能、行政窓口機能等の生活支援機能の集積・集約化を図ることを目的とし、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化（「コミュニティ・ステーション」化）を図る。



図 2-14 駅空間の高度化
(国土交通省 H22 予算概算要求資料)

- ・子育てに配慮した住宅仕様の採用と地域交流計画などのソフト面に対して一定の基準を満たすマンションを認証する「子育て支援マンション」などの取組が一部自治体で実施されている。高い品質の住宅に居住することが子育て期の豊かな生活の実現に寄与するとともに、コミュニティづくりなどのソフトな仕組みがあることで、親にとっても子育てに関するストレスが軽減されるような子育てしやすい環境が期待できる。
- ・子育てマンションに限らず、マンション等に地域に開放されるスペースがあることは、地域の子育て資源の充実につながるため、授乳等ケアの拠点として整備されることを含め、今後もこのような取組が推進されることが期待される。
- ・民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図るため、地方公共団体、支援団体（ＮＰＯ・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」が実施されている。地域において、子育てサポート支援の活動を実施している団体等との連携により、これらの制度を求めている対象者に効果的に住まいを提供する仕組みの構築が期待される。

図 2-15 いわて子育てネットの HP